

第5章

投 資

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

①海外直接投資の増加

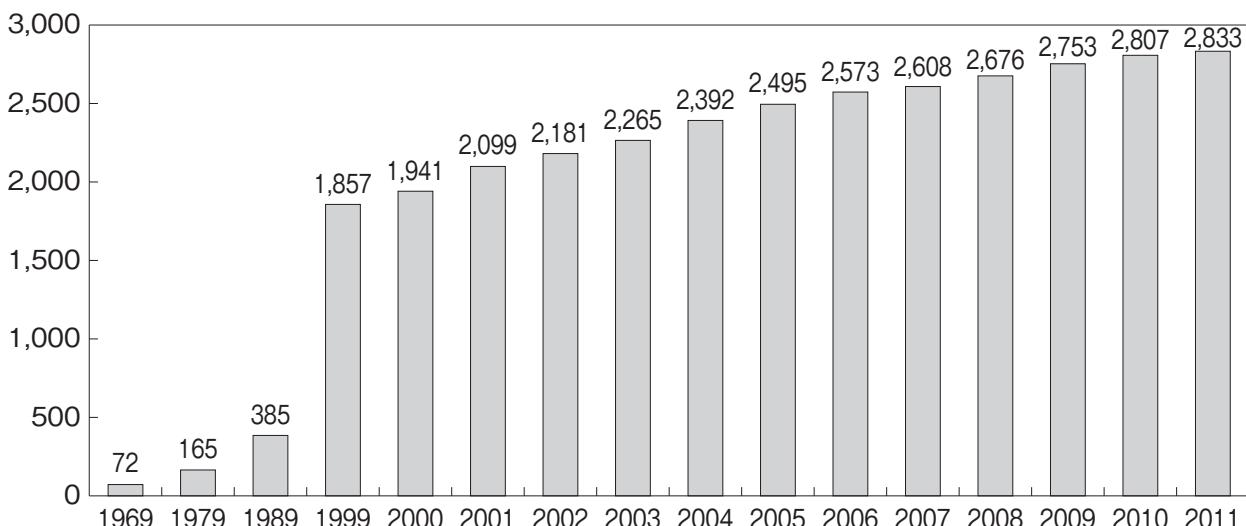
1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8%、対内直接投資額で5.3%であったことに対し、2011年にはそれぞれ30.4%、29.3%に伸びている(UNCTAD「World Investment Report 2012」)。我が国の国際収支を見ても、証券投資収益及び直接投資収益の受取の増加を反映して、2012年の所得収支は約14.2兆円の黒字となる一方、貿易収支

は約6.9兆円の赤字となり、8年連続で所得収支が貿易収支を超過している。

②二国間投資協定締結の傾向

各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや取用（国有化も含む）などから保護するため、1950年代末から二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）を締結してきた。海外直接投資の拡大等を受けて、1990年代に飛躍的に増加し、2011年末現在でその数は2,833に達する。

＜図表5－1＞ 世界の投資協定の数の推移



③OECDにおける取組

海外直接投資の拡大が加速するにつれ、投資後の投資財産の保護だけでなく、相手国に投資を行う段階も含めて協定で規律しようとする動きが出始めた。具体的には、外資規制など、国境を越えた自由な投資を阻む障壁を削減しようとするものである。1995年、OECDにおいて多数国間投資協定(MAI: Multilateral Agreement on Investment)の交渉が開始された。これは、投資の自由化及び保護に関し、包括的で拘束力のある多数国間の協定をOECD加盟国間で策定しようとするものであった。しかし、環境規制などの国家の規制権限がMAIによって侵害されるといったNGOや加盟諸国の懸念等を背景に交渉は行き詰まり、1998年にフランスが交渉脱退を決定したことをきっかけにして決裂した。MAIは成立しなかったが、OECDでは早期から投資に係る国際取決めの策定に取り組んできた。例えばOECD成立時(1961年)に成立した資本移動自由化規約(Code of Liberalization of Capital Movements)では、特定の留保以外は原則として資本取引を自由化することが定められた。ただし、紛争処理規定がなく、各国相互の審査(「ピア・レビュー」)に服するに過ぎないため、強制力が弱い。また、1976年には、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に対して加盟国政府が責任ある行動をとるよう勧告する多国籍企業行動指針(「多国籍企業ガイドライン」)が作成され、その後、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、環境、労働関係、情報開示の事項の追加や、贈賄防止、消費者利益配慮について新たな章を設けるなど、5回の改訂が行われている。2011年の改訂では、(1)自らの活動が直接は悪影響の一因となっていなくとも、取引関係によって悪影響が自らの事業等に関係する場合にそれを防止・緩和するためのデュー・デリジェンスの実施を求めるここと、(2)人権に関する章の新設、(3)各国に置かれた連絡窓口(NCP: National Contact Point)における処理期間の目安設定などが行わ

れた。この行動指針自体には法的拘束力はなく、その実施は各国・企業の自主性に委ねられている。

④エネルギー憲章条約(ECT)

個別分野での取組としては、エネルギー分野の貿易・投資・輸送の規律、特に旧ソ連圏諸国におけるそれらの規律の確保を目的として作成されたエネルギー憲章条約(ECT: Energy Charter Treaty)がある。同条約は欧州主導で交渉が開始され、1994年に署名、1998年に発効した。エネルギー憲章条約は投資の規律を条約の3つの柱の1つとしている。エネルギー分野に限定されてはいるが、一部の投資自由化規定も含めて、主要な投資ルールが盛り込まれている。日本は1995年に署名、2002年に批准している。多くの旧ソ連圏各國が参加する中、ロシア(1994年署名)は、暫定的適用の状態が継続していたが、2009年8月20日に暫定的適用が終了した。同国の暫定的適用期間中にECT加盟国の投資家が投資した投資財産については、当該適用終了の効力が生じた後20年間保護されることとなっている。

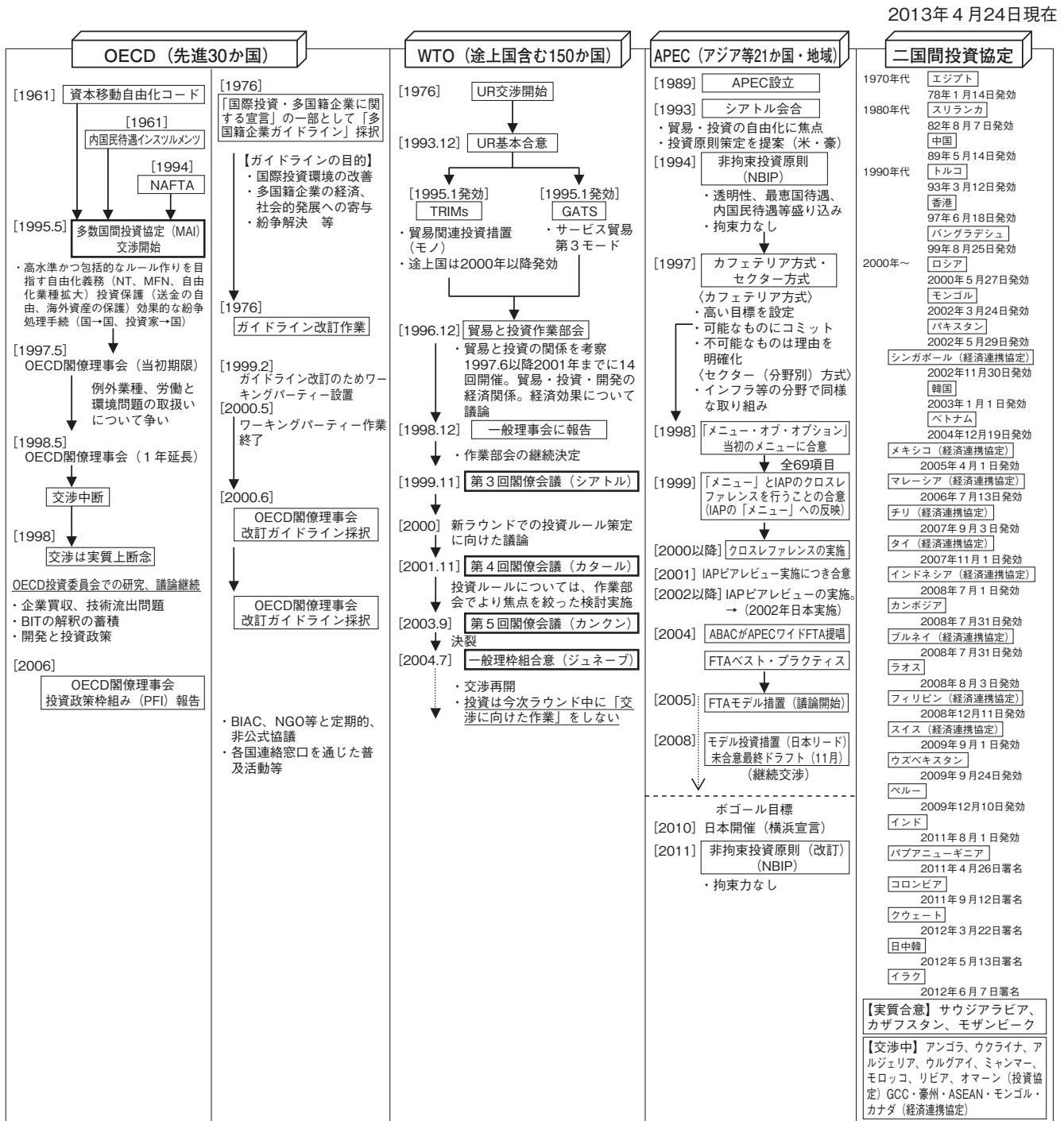
⑤WTOにおける取組

WTOでは1996年シンガポール閣僚会合で、貿易円滑化、政府調達の透明性、競争とともに、投資分野を、新分野としてWTO体制の中に取り込むか否かについて検討することが決定された(いわゆる「シンガポールイシュー」)。その後、OECDにおけるMAIの議論の進捗をにらみつつ(1998年に挫折) WTOにおいて「貿易と投資」の交渉化に向けた議論が行われ、ドーハ開発アジェンダの開始を決定した2001年の第4回閣僚会議では、「貿易と投資」の交渉モダリティについて「明確なコンセンサスを2002年の第5回閣僚会議で得られれば交渉を開始する」旨が合意された。2002年4月から貿易と投資作業部会(投資ワーキンググループ)が開催され、ドーハ宣言に盛り込まれた要素(例:範囲と定義、透明性)等について議論が行われたが、投資ルールをWTOに設けるこ

とに対する開発途上国の強い反対があった。結局、カンケンで行われた第5回閣僚会合では交渉

化への合意は達成されず、ドーハ開発アジェンダの交渉項目に含まれないことになった。

<図表5-2> 國際投資環境整備の変遷



コラム 海外投資収益の還流と新興国等における課税問題

1. はじめに

人口減少や高齢化を背景に国内市場の縮小が見込まれている中、我が国経済が持続的な成長を維持するには、我が国企業の海外事業展開を促進し、海外で獲得した収益の我が国への還流を円滑化することが重要である。こうした中で、近年、我が国企業は、中国、インドを始めとした新興国等での事業を拡大している。しかし、新興国等においては、自国産業の育成や外貨獲得のため、自国外の企業に対して厳しい税務執行がなされることや、自国企業に有利な条件での技術導入や収益の国内再投資を外資に求めることが少なくない。その結果、移転価格課税等による二重課税等の問題が生じている。こうした新興国等における問題は、我が国企業の海外事業展開及び我が国への資金還流の阻害要因となり得るものであり、政府としても早急に対処することが必要となる。

2. 国際租税上のルール

(1) 租税条約

租税条約とは、国際的な二重課税の調整、脱税及び租税回避行為への対処等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。2013年4月現在、我が国は54条約を65ヶ国・地域との間で適用している。租税条約の主な内容は以下のとおりである。

①課税権に関する規定

我が国企業が進出先国で獲得する事業利得について、当該進出先国が課税することができる場合を当該我が国企業が進出先国において支店や事務所、工場などの事業を行う一定の場所等である恒久的施設(PE, Permanent Establishment)を有するときに限定し、恒久的施設を有する場合においても、課税対象となる事業利得は当該我が国企業が得た利得のうち、恒久的施設に帰せられるものに限るとしている。

また、一般的に、親会社(我が国企業)と進出先国の子会社とは別の法人であるため、我が国企業が進出先国に子会社を設立し事業利得を獲得している

場合には、そのことをもって直ちに当該我が国企業が進出先国において、課税されるわけではない。

ただし、我が国企業の海外子会社が当該我が国企業に対して配当、利子などの投資所得を支払う場合には、当該我が国企業は、当該海外子会社の居住地国(進出先国)において、当該国の国内法令に基づき、かかる所得に対して納税義務を負うことがある。租税条約では、こうした投資所得に対する進出先国における課税について、限度税率を設けたり、免税とし、国際的な二重課税の縮減を図っている。

②紛争解決(相互協議、仲裁規定、対応的調整)に関する規定

一般的に、租税条約の規定に適合しない二重課税等の問題が生じた場合、納税者は、両国の税務当局間の協議による解決を求めることができる。

また、税務当局間の協議の一環として第三者(仲裁人)の関与を得る仲裁手続が租税条約に設けられていれば、納税者は、税務当局間の協議の開始から一定期間(二年間)に合意が成立しない場合、当該事案のうち未解決部分等を仲裁に付託することを要請することができる。結果、税務当局間の協議の円滑化・実効性の向上につながり、納税者の負担軽減に資することとなる。なお、我が国は、日香港租税協定(2011年8月発効)及び日蘭租税条約(2011年12月発効)において仲裁手続を導入し、さらに、日本ポルトガル租税条約(2011年12月署名)、日ニュージーランド租税条約(2012年12月署名)及び日米租税条約改正議定書(2013年1月署名)においても、仲裁手続を設けることとしている。

さらに、租税条約において対応的調整が規定されれば、国際的な二重課税の解消の方途となることから、納税者の負担軽減に資することとなる。

(2) 移転価格税制

企業が海外の子会社等の関連企業との間での取引価格を操作することにより、一方の所得を他方に移転することが可能となる。かかる租税回避行為を防止するため、我が国を含む多くの国において移転価格課税税制が整備されている。

移転価格税制とは、海外の関連企業との間（例えば、親子会社間）の取引を通じた所得の海外移転を防止するため、海外の関連企業との取引が通常の取引価格（独立企業間価格：ALP, Arm's Length Price）で行われたものとみなして所得を計算し、課税する制度である。

なお、ALPの算定方法等については、「事前確認制度（APA：Advance Pricing Arrangement）」を活用し、税務当局から事前に確認を受けることにより、その内容に基づき申告を行っている限り移転価格課税が行われることはない。しかし、APAは、新興国を始めとして整備されていない国や、整備されていてもうまく機能していない国があるのが現実である。

3. 新興国等における国際課税問題の例

(1) 移転価格課税

新興国等においては、自国の税収確保等の目的により、我が国企業の現地子会社について移転価格課税を行うケースが増えてきている。

①画一的なみなし利益率の適用による課税所得の増額

機能とリスクが限定的な現地子会社は、金融危機等の特殊要因に関係なく、一定の利益水準を確保すべきとされ、その結果実際よりも高い利益率が適用され、追徴課税を受けることがある。

また、業種毎に一律の利益率の水準を定め、個別の取引毎の実態に即した利益率が認められない国もある。

②業態が異なる取引の利益率の適用による課税所得の増額

ある会社が行う利益率の低い事業に対して、同社が行う別の利益率の高い事業の利益率が適用され、追徴課税を受けることがある。

(2) PE認定

新興国等において、PEの範囲が必ずしも明確ではなく、その結果、我が国企業が予期せぬ課税を受けるリスクが高くなっている。

①駐在員事務所のPE認定

駐在員事務所とは、本来、本社（我が国企業）のために情報収集、連絡業務を行うためのものであり、営業活動を目的とするものではないことから、PE認定されないことが一般的である。しかしながら、一部の新興国等においては、国内法におけるPEの範囲が必ずしも明確ではなく、駐在員事務所がPEとして認定される状況が生じている。

②現地子会社のPE認定

一般的に、子会社であることのみを理由にPE認定は行われない。しかしながら、税務当局から「全ての決定は親会社が行っており、子会社は何ら独自の経営判断を行っていない」、「子会社は何らリスクを負っておらず、親会社の取り次ぎに過ぎない」等の理由から現地子会社が我が国企業（親会社）の新興国等におけるPEと認定され、当該我が国企業が新興国等において課税を受けているケースがある。

(3) ロイヤリティの否認

我が国企業が、現地子会社に技術提供を行い、その対価として受け取るロイヤリティについて、新興国では、料率や期間の上限を設定する等の規制や行政指導が存在する場合がある。また、ロイヤリティは利益を生じさせるための対価であるという考え方から、現地子会社が赤字や利益が十分でない場合には技術提供の便益を享受していないという理由により、その支払いを損金処理できなくなる場合がある。

(4) その他

以下のように進出先国における税制等が、国によっては企業負担を強いている場合もある。

- ①税制が複雑で頻繁に改正がなされる上に、地方政府ごとに執行が異なる場合がある。
- ②APAが整備されていないことにより、移転価格課税の予見性が十分確保されない。
- ③訴訟期間が長期にわたる場合もあり、裁判費用や事務負担等がかかる。
- ④税還付制度は存在しても、還付金の受取までに相当な日数を要することがある。

4. 対応の方向

(1) 國際ルールの整備・活用

国際的な二重課税については、租税条約の整備が効果的である。未締結国との新規締結を進めるとともに、既存条約を改正することで、PEの範囲の明確化、相互協議の実効性を高める仲裁手続の導入などを通じて、更に租税条約ネットワークを拡充させていくことが重要である。

また、進出先国における送金規制やロイヤリティに関する規制や行政指導が問題の根源となっている場合には、投資協定が規定する送金の自由やWTO／TRIPS協定が規定する内国民待遇義務との整合性など、多面的な観点から是正を求めていくことが考えられる。

(2) 新興国等における制度・執行体制の改善

進出先国の税制上の問題等については二国間・多国間の枠組み等を活用した解決や政府レベルでの相手国政府(場合によっては地方政府)への働きかけ、

産業団体等からの申し入れを行っていくことが重要である。

(3) 我が国企業の啓発と税務対策

政府としては、関係省庁、現地大使館、JETRO、現地日本商工会議所等の関係機関の連携構築により情報共有体制を強化させるとともに、問題事案も含めた各国相手国税制の最新動向等を企業へ周知し、税務リスク等について啓発していくことが重要である。また、企業においては、まずは進出先国における法令に従い、自らの納税義務を適切に履行することが重要であることは言うまでもない。その上で、JETRO、現地商工会議所、税理士法人等によるセミナーや相談会等に積極的に参加するなどし、進出先国における税務リスクもしっかりと認識し、問題の発生を未然に防ぐとともに、問題が生じた場合には、国内法令や条約等により定められた適切な救済措置を講じることが重要である。

(2) 法的規律の概要

①伝統的投資保護協定とNAFTA型投資自由化協定

従来、二国間投資協定は、投資受入国（ホスト国）による収用や法律の恣意的運用などのリスクから守り投資国の投資財産や投資家を保護する目的で締結されてきた。これらは「投資保護協定」と呼ばれる伝統的な協定であり、投資後の内国民待遇・最惠国待遇、投資財産に対する公正衡平な待遇、収用補償、送金の自由、締約国間の紛争処理、投資受入国と投資家との間の紛争処理などを主要な要素とする協定である。現在世界で約2,800ある投資協定の大半が「投資保護協定」である。これに対し、投資後の待遇を保護するのみでなく、外資規制など投資の参入障壁についても投資協定で扱うべきであるとする考えが1990年代から起こり、これを取り入れて、投資後に加え投資許可段階を含めた内国民待遇・最惠国待遇や、投資を歪曲する効果があるとされる「パフォーマンス要求」禁止の規定を盛り込んだ投資協定が結ばれ始めた。これらは主にFTA/EPAの一部である「投資章」に盛り込まれており、NAFTAの投資章が代表的である。これらは「投資保護・自由化協定」と呼ぶことができる。

②投資協定における主要規定

投資協定には、いわゆる「投資保護協定」と、投資保護及び自由化の双方の要素を含んだ「投資保護・自由化協定」の2タイプがあることは前述のとおりであるが、ここでは後者の「投資保護・自由化協定」の主要要素を概説する。なお、投資協定に含まれる要素は協定ごとに様々であり、必ずしもあらゆる投資協定にこれらの要素すべてが含まれるわけではない。

(i) 投資財産及び投資家の定義

投資協定においては、通常その冒頭で、協定の適用対象となる投資財産及び投資家の定義が規定

される。

投資財産については、「投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産」などのように、比較的広範な定義がなされることが多い。最も重要なのは、現地子会社等の出資会社・支店である。なお、「間接」に「所有」されるというのは、親会社—子会社—孫会社の関係のように、資本関係が連続している場合の親会社と孫会社の関係等を意味し、第三国を経由するか同一国内で資本関係を有するかを問わない。なお、米国及びそれに影響を受けた南米諸国の投資協定（米型）では、具体的な要件として、資本その他の資源の出資、収益又は利得の期待、リスクの引受けの3つを要件として例示して規定することが多い。

投資家については、「締約国の法令によりその国籍を有する自然人」又は「締約国の企業」と定義とすることが多く、こちらも広範な規定が多い。ただし、協定によっては、投資家が「実質的な事業活動を行っていること」を条件としたり、実質的な事業活動を行っていない投資家について、第三国企業に支配又は所有されている場合には、「協定上の利益を否認することができる」旨規定すること（否認規定）もある。

なお、投資家及びその投資財産が当該投資協定の保護を受けるか否か（すなわち仲裁廷が管轄権を有するか否か）は、しばしば仲裁において争いとなる（後述《参考1》①管轄に関する判断（a）人的管轄、（b）事項管轄を参照）。

（ii）内国民待遇（NT）・最惠国待遇（MFN）

条文の書きぶりとしては、一般に、「締約国は“投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享受、売却その他の処分”という一連の投資活動に関し、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与える」と規定される。投資保護協定の場合は、投資が既に投資受入国に対して行われた後の段階にのみ内国民待遇・最惠国待遇を付与す

るため、「設立、取得、拡張」の部分が除かれ、「投資財産の経営、管理…その他の処分について内国民待遇・最惠国待遇を付与する」と規定されることが多い。

最惠国待遇は、複数加盟国を持つWTO協定では、加盟国の物品・サービス等について、等しい待遇を与えることを意味するが、二国間投資協定の場合は、投資家又はその投資財産に対して、最も有利な待遇が与えられている第三国投資家又はその投資財産の待遇と同一の待遇を確保することを意味する。最惠国待遇については、通常の投資協定で第三国に付与している待遇を与えることはもちろんあるが、それを超えてFTA/EPAや関税同盟を通じて締約国が第三国に付与している待遇も与えるかどうかが交渉において問題となり、FTA/EPAや関税同盟での待遇はMFNの例外となる場合がある。

（iii）公正衡平待遇（Fair and Equitable Treatment）

我が国が締結したものを含め多くの投資協定が、投資財産に対して「公正かつ衡平な待遇（fair and equitable treatment）」及び「十分な保護及び保障（full protection and security）」を与える義務を定める。この規定は、投資受入国が投資財産に対して一定の待遇を与えることを目的としており、内国民待遇や最惠国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対し、公正衡平待遇は絶対的に維持すべき待遇の水準を規定する。

公正衡平待遇が具体的にどのような待遇を指すかについては、条文の文言やその文脈、協定の目的、個別具体的な事情等によって決まるが、仲裁では、公正衡平待遇が、慣習国際法による最低基準を指すのか、あるいは慣習国際法による最低基準以上の待遇を指すのかが議論されてきた。条文の文言上は、「慣習国際法に従って（in accordance with customary international law）」と明示的に規定するものもあれば、慣習国際法との関係を何も規定しない結果、協定上の独自の水準を定めるも

のと解釈されるものが見られる。なお、NAFTA第1105条第1項は、「国際法に従って」公正衡平待遇を与える義務を規定するが、Pope and Talbot事件で、NAFTAが北米三国間により一層強固な経済関係を築く目的で締結されたものであることなどから、国際慣習法上の義務のみでなく、これに付加的なものを含むとの判断が下されたこと、また、S.D. Myers事件ではNAFTA上の他の規定に違反する場合には、必然的に公正衡平待遇義務にも違反するとの判断が下されたことから、米国を中心にこの規定の解釈について批判の声があがり、これを受ける形で2001年8月1日にNAFTA自由貿易委員会（NAFTA Free Trade Commission）は、公正衡平待遇義務は慣習国際法上の最低基準を付与するものであり、それ以上の待遇を求めるものではないこと、NAFTA上又は他の国際協定の公正衡平待遇義務以外の義務の違反があったことによって、公正衡平待遇義務違反があったこととはならないことを確認する覚書（Notes of Interpretation of Certain Chapter 11 Provisions）を公表し、この義務の範囲に制限をかけるような試みが行われ、その後のNAFTAの仲裁事件はこの覚書の解釈に事実上従っている。

公正衡平待遇の具体的な内容としては、外国投資家の投資財産保護に際する慎重な注意、適正手続、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の正当な期待の保護等が挙げられてきた。

（iv）国が投資家になした約束の遵守義務（アンブレラ条項）

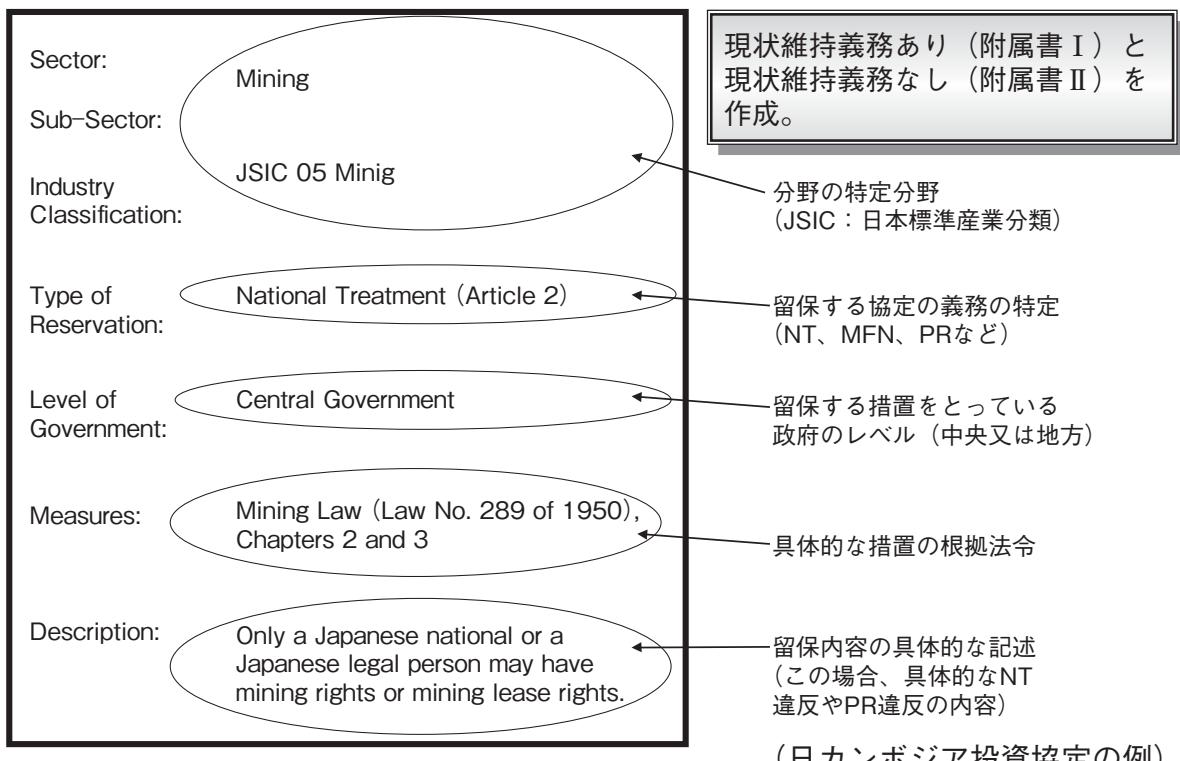
現地子会社等の投資財産と投資受入国政府との間で契約（例えば、インフラプロジェクトや資源開発に関するもの）が締結されることを念頭において、契約等によって投資受入国が個別の投資に関して負った義務を履行するよう投資協定において義務づける規定である。投資契約による義務を包括的にカバーするという意味で、アンブレラ（傘）条項と呼ばれる。投資契約上の義務違反が、同時に協定上の義務違反を構成することになるた

め、対象の契約をめぐって投資家と投資受入国間で紛争が発生した場合には、契約に関する紛争解決手続きに加えて、協定上の紛争解決手続き（投資家対国家の仲裁など）も利用可能となることが投資家にとっての利点である。アンブレラ条項は多くの投資協定に盛り込まれてきたが、近年、すべての契約上の義務がアンブレラ条項によってカバーされるか否かが仲裁判断で問題となっている。

（v）特定措置の履行要求（パフォーマンス要求、PR）の禁止

締約国が、他方の締約国の投資家の投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の、投資家の自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）を行ってはならない旨を規定する。ローカルコンテンツ要求（原材料や物品・サービスの現地調達要求）や輸出入均衡要求は、WTOのTRIMs協定で「貿易歪曲効果の強い投資措置」として禁止されるが、これに国内販売制限要求、技術移転要求、役員国籍要求なども加えて「パフォーマンス要求」として投資協定上禁止されることがある。この概念は締結を見ずに頓挫したOECDのMAI交渉での議論を引き継いでいる。通常、投資保護協定には含まれず、投資保護・自由化協定に含まれることが多い。また、パフォーマンス要求は絶対禁止項目と、利益付与の条件としての要求であれば許容される項目の2種類あり、TRIMs協定で厳格に禁止されているローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求については、WTOとの整合性を確保するために前者がとられ、その他の自国民雇用要求や技術移転要求などの項目については、投資誘致政策の余地を締約国に残すために後者が採用される場合が多い。

<図表5-3> ネガティブリストの例（現状維持義務ありの場合）



(vi) 自由化義務の形式

自由化義務を確認する形式には、締約国が例外として列挙した分野以外はすべてNT、MFN及びPR禁止の義務を認める方式（ネガティブリスト方式）と、「約束表」に記載した分野と内容のみ自由化義務を負う方式（ポジティブリスト方式）がある。

「投資保護協定」では投資後の段階を扱うため、自由化約束を付けないことが一般的である。「投資保護・自由化協定」では、我が国、米国、カナダ、シンガポールなどの先進国は、透明性と法的安定性のより高いネガティブリスト方式を探り（NAFTA投資章ほか）、途上国の一一部は、外国投資規制の政策的余地を残す観点から、WTO・GATSと同様のポジティブリストを指向することが多い（豪タイFTA投資章、印星CECA投資章印側約束表ほか）。

ネガティブリストの場合、一般に、NT、MFN及びPR禁止義務に適合しない措置を「維持」又は「採用」できる、「現状維持義務（スタンダードスティル）なし」のリストと、協定発効時に存在する

NT、MFN及びPR禁止義務に非整合的な措置を「維持」できるが、これを協定非整合的な方向に改訂することや、新たな協定非整合措置を採用すること、一度措置を協定に整合的な方向に緩和した場合に再度措置の強化ができないこと（ラチエット義務。一方向にしか回転しない歯車Ratchetに由来）を規定する「現状維持義務・ラチエットあり」のリストの2種類を作成することが一般的である。

可能な限り多くの分野に現状維持義務をかけることにより、投資家が直面しうる法制度面でのリスク（国内制度が変更されるリスク）を軽減することができる。その一方で締約国は、武器産業や原子力産業など、国の安全保障にかかわるような特にセンシティブな分野を「現状維持義務なし」のリストに登録し、そうでないものは「現状維持義務・ラチエットあり」のリストに登録することによって、必要な規制を行う余地を残しつつ、自国の外資政策に法的安定性を持たせている。特に、NAFTA投資章等で採用しているネガティブリストには、①分野（小分野）、②関連する義務、

③措置の法的根拠、④概要が記載され、投資受入国の法令の透明性確保に資するものとなっている。例えば、日ウズベキスタン投資協定では、日本は次の分野を留保しており、他国との協定における留保分野もほぼ同じ内容となっている。

銀行業、熱供給業、情報通信業、医薬品製造業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業及び関連するサービス、警備業、運輸業、上水道業

(現状維持義務（スタンダードスタイル）なし)

公的企業等の持分・資産の移転又は処分、電信サービス・郵便サービス等の自由化等に係る措置、補助金、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業（電力、ガス、原子力）、漁業、放送業、土地取引、法の執行等に係るサービス・社会事業サービス（所得保障、社会保障、社会福祉、初等及び中等教育、公衆のための訓練、保健、保育等）

(vii) 収用及び補償

投資家の投資財産を締約国が収用（国有化も含む）する場合、①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続に則って行われること、⑤補償は収用時の公正な市場価格とすることが条件として規定される。国家による財産権の移転を伴う直接の収用のみでなく、間接的な措置（収用と同等の措置）によるものを含む。

間接収用とは、締約国による恣意的な許認可の剥奪や生産数量の上限設定といった政策措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害され、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置を指す。間接収用については、1990年代後半の仲裁事例（例えばNAFTAにもとづくMetalclad事件。メキシコ州政府の執った環境規制措置が間接収用を構成するとして協定義務違反に問われたもの。詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述。）がきっかけとなり、締約国との規制措置がどの程度まで補償（又は賠償）の必要な「収用」とみなされるかが

議論されるようになった。これらの仲裁判断を受けて、近年米国が締結するFTA/BITなどでは、間接収用について、ケースバイケースの検討が必要であり、その検討にあたっては、特に「①締約国の措置が投資財産に不利な経済的効果を与えたとしても、それのみでは間接収用を構成しないこと、②締約国の行為が投資財産から生じる明確で正当な期待を妨げた範囲、③締約国の措置の性質」という3つの要素を考慮すること、④公衆衛生、安全、環境等公共の福祉を守る目的で立案された無差別の規制措置については、稀な例外を除いて間接収用に該当しない旨が規定されている。

(viii) 争乱からの保護

武力紛争、国内争乱、革命等によって投資財産が損害を被った場合に、損害賠償及びその他解決に関して、投資受入国投資家や第三国投資家に劣後しない待遇を保証するものである。

(ix) 代位

投資財産に損害が生じた場合に発生する投資家の請求権に関し、締約国又はその指定する機関による代位等について定める規定である。例えば、自然災害や現地企業の倒産などによって投資家が何らかの損害を被った場合、当該投資家は保険機関等から保険契約等に基づき支払いを受ける。この場合、投資家に支払いを行った当該保険機関等が、投資家が持っていた権利を引き継いで行使できる旨を規定したもの。我が国では、独立行政法人日本貿易保険や株式会社国際協力銀行が提供する保険および保証契約に適用される。

(x) 資金の移転

他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての支払等が、遅滞なく自由に移転されることを確保するよう締約国に義務づける規定。この規定があることで、本国から投資受入国への送金や、投資受入国で上げた収益を本国に送金するなどの自由を確保し、円滑な事業環境が保証される

ことになる。

(xi) 国家間紛争処理

協定の解釈又は適用について締約国間で争いが生じた場合、まずは締約国間で協議を行うが、協議によっても解決に至らなかった場合は、当該紛争は仲裁裁判所に付託することが可能となる。二国間投資協定と異なり、FTA/EPAにおいては、国家間の紛争処理規定は投資章も含めたFTA/EPA協定全体に係るために、通常、投資章ではなく協定全体に係る章で規定される（詳細は「第8章国家間における紛争解決」にて後述）。

(xii) 投資家対国家の紛争処理（ISDS）

投資家と投資受入国との間で紛争が起こり、協議によっても解決されなかった場合、投資家が投資紛争をICSID（投資紛争解決国際センター）やUNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の仲裁規則に則ったアドホック仲裁に付託できる旨を定める（詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述）。FTA/EPAでは投資章で規定される。

(xiii) 一般的例外及び安全保障例外

締約国は、公の秩序の維持、人・動物又は植物の生命又は健康の保護、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な場合には、協定とは整合的でない例外的な措置をとることができる旨規定される。仲裁廷において、どのような状況であれば本規定の例外措置に該当するか否か（例えば、経済危機の状況下における政府の措置は例外措置にあたるか否か）等が争われており、この点に関連し、近年では、慣習国際法上の緊急避難の原則と本条との関係性（射程、要件、法的性質等の差異）が問題になることが多い。

（3）我が国の投資協定締結の現状（EPA投資章含む）

2012年3月末現在、我が国は17の投資協定と10の二国間EPA投資章が署名されまたは発効して

いる。EPA投資章の内容は二国間投資協定の内容とほぼ同一である。したがって実質的には合計27の投資協定が署名または発効していることとなる。

（投資協定）

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| ①エジプト | ：1977年1月署名
(1978年1月発効) |
| ②スリ・ランカ | ：1982年3月署名
(1982年8月発効) |
| ③中国 | ：1988年8月署名
(1989年5月発効) |
| ④トルコ | ：1992年2月署名
(1993年3月発効) |
| ⑤香港 | ：1997年5月署名
(1997年6月発効) |
| ⑥パキスタン | ：1998年3月署名
(2002年5月発効) |
| ⑦バングラデシュ | ：1998年11月署名
(1999年8月発効) |
| ⑧ロシア | ：1998年11月署名
(2000年5月発効) |
| ⑨モンゴル | ：2001年2月署名
(2002年3月発効) |
| ⑩韓国 | ：2002年3月署名
(2003年1月発効) |
| ⑪ベトナム | ：2003年11月署名
(2004年12月発効) |
| ※2008年12月に署名した日ベトナムEPAに組み込まれている。 | |
| ⑫カンボジア | ：2007年6月署名
(2008年7月発効) |
| ⑬ラオス | ：2008年1月署名
(2008年8月発効) |
| ⑭ウズベキスタン | ：2008年8月署名
(2009年9月発効) |
| ⑮ペルー | ：2008年11月署名
(2009年12月発効) |

※2011年5月に署名した日ペルーEPAに組み込まれている。

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

- ⑯パプアニューギニア : 2011年4月署名
- ⑰コロンビア : 2011年9月署名
- ⑱クウェート : 2012年3月署名
- ⑲中国・韓国 : 2012年5月署名
- ⑳イラク : 2012年6月署名

(経済連携協定)

- ※①日シンガポールEPA : 2002年1月署名
(2002年11月発効)
- ※②日メキシコEPA : 2004年9月署名
(2005年4月発効)
- ※③日マレーシアEPA : 2005年12月署名
(2006年7月発効)
- ※④日フィリピンEPA : 2006年9月署名
(2008年12月発効)
- ※⑤日チリEPA : 2007年3月署名
(2007年9月発効)
- ※⑥日タイEPA : 2007年4月署名
(2007年11月発効)
- ※⑦日ブルネイEPA : 2007年6月署名
(2008年7月発効)
- ※⑧日インドネシアEPA : 2007年8月署名
(2008年7月発効)
- ※⑨日イスイスEPA : 2009年2月署名
(2009年9月発効)
- ※⑩日インドCEPA : 2011年2月署名
(2011年8月発効)

(注) 日ベトナムEPA、日ペルーEPAでは、
二国間投資協定を準用している。

<図表5-4> 我が国の投資協定の要素

協定名称 (発効年月)	日エジプト 投資協定 (1978.1)	日スリランカ 投資協定 (1982.8)	日中投資協定 (1989.5)	日トルコ 投資協定 (1993.3)	日香港 投資協定 (1997.6)	日パングラデシュ 投資協定 (1999.8)	日ロシア 投資協定 (2000.5)	日モンゴル 投資協定 (2002.3)	日パキスタン 投資協定 (2002.5)
投資財産の定義	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (国内法令に従つ てとの制限あり)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民 待遇 (NT)	参入段階	×	×	×	×	×	×	×	×
	参入後	○	○	△ (公の秩序、國 の安全、國民經 済の健全な發 展のために必要 な措置は法令に 従つて差別可)	○	○	○	○	○
最惠國 待遇 (MFN)	参入段階 (住宅事業はアラ ブ諸国連盟例外)	○	○	○	○	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○
パフォーマンス 要求(PR)の禁止	×	×	×	×	×	×	△ (4) (参入後のみ)	△ (4) (参入後のみ) (TRIMs準用)	×
-輸出制限	-	-	-	-	-	-	○	○	-
-原材料調達 要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
-物品・サー ビスの現地 調達要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
-輸出入均衡 要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
-輸出要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-国内販売制限	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-役員国籍要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-自国民雇用 要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-事業本部要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-研究開発要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-技術移転要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
-独占的供給 要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
留保表の有無 (ネガティリスト)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公正平衡待遇	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	○	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)	○	△ (不断の保護及 び保障を受ける 規定のみ)
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	×	×	×	×	○	×	○	×	×
取用と補償	○	○	△ (損害補償の MFNのみ)	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に 関するNT&MFN	○	○	△ (MFNのみ)	○	○	○	○	○	○
送金の自由	○	○	△ (国内法令によ り為替制限可能)	○	○	○	○	○	○
投資家の入国申 請への配慮	○	○	○	○	×	○	○	○	○
透明性(法令公表)	×	×	×	×	×	×	○	○	×
パブリックコメ ント努力義務	×	×	×	×	×	×	×	×	×
汚職防止努力義務	×	×	×	×	×	×	×	×	×
紛争処理 (国対投資家)	○	○	△ (取用補償額に かかる事案のみ 国際仲裁への 事前の付託同意)	○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)	○	○	○	○	○	○	△ (友好的協議のみ)	○	○
合同委員会	×	×	△ (簡素な規定)	×	×	×	×	△ (簡素な規定)	×
備考	航空機登録・船 舶の取得はNT の例外、不動產 は相互主義	航空機登録・船 舶の取得、不動 產の取得、銀行 の追加的支店設 置はNTの例外	航空機登録・船 舶の取得、不動 產の取得、銀行 の追加的支店設 置はNTの例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外	航空機登録・船 舶取得はNT の例外

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

協定名称 (発効年月)		日シンガポール EPA (投資章) (2002.11)	日韓 投資協定 (2003.1)	日ベトナム 投資協定 (2004.12)	日メキシコ EPA (投資章) (2005.4)	日マレーシア EPA (投資章) (2006.7)	日チリ EPA (投資章) (2007.9)	日タイ EPA (投資章) (2007.11)	日カンボジア 投資協定 (2007.11)	日ブルネイ EPA (投資章) (2008.7)	日インドネシア EPA (投資章) (2008.7)	日ラオス 投資協定 (2008.8)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	限定列挙 (短期貸付・ 国営企業向 け貸付等を 除く)	全ての 投資財産 (法令に基づ く権利は状 況による、 行政判断や 命令は除く)	全ての 投資財産	限定列挙 (直接投資、 知財、輸出 入に係る債 権等)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (ポートフォ リオ投資に は一定の制 限、第三國 経由の投 資は除外の可 能性あり)	全ての 投資財産 (判断や命 令は除く)
内国民 待遇 (NT)	参入段階	○	○	○	○	○ (ポート フォリオ投 資を除く)	○	△ (自動車のみ)	○	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最惠国 待遇 (MFN)	参入段階	× (配慮する 義務)	○ (FTA例外 あり)	○ (FTA例外 あり)	○	○	○	×	○	○	○	○
	参入後	× (配慮する 義務)	○ (FTA例外 あり)	○ (FTA例外 あり)	○	○	○	○ (FTA例外 あり)	○	○	○	○
パフォーマンス 要求(PR)の禁止	○ (9)	○ (11)	○ (10)	○ (8)	△ (TRIMs準用)	○ (8)	△ (非サービ ス業のみ)	○ (11)	△ (TRIMs準用)	○ (9)	○ (11)	
-輸出制限	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×
-原材料調達 要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (留保)
-物品・サー ビスの現地 調達要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
-輸出入均衡 要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
-輸出要求	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	△ (留保)
-国内販売制限	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	
-役員国籍要求	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	
-自国民雇用 要求	×	○	×	×	×	×	×	△ (留保)	×	×	△ (留保)	
-事業本部要求	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	
-研究開発要求	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	
-技術移転要求	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	△ (留保)
-独占的供給 要求	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○	○	
留保表の有無 (ネガティブリスト)	○	○	○	○	○	○	△ (ポジティ ブリスト)	○	○	○	○	
公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	
収用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
争乱時の補償に 関するNT&MFN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
送金の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
投資家の入国申 請への配慮	●	○	○	●	○	×	●	○	×	●	○	
透明性(法令公表)	●	○	○	○	●	●	○	○	●	●	○	
パブリックコメ ント努力義務	×	×	● (EPA)	●	●	●	●	○	●	●	●	×
汚職防止努力義務	×	×	×	×	×	×	●	○	×	●	○	
紛争処理 (国対投資家)	○	○	○	○	△ (NT・PRを 除外)	○	△ (PR、参入 段階を除外)	○	△ (参入後のみ)	○	○	
紛争処理 (国対国)	●	○	○	●	●	●	●	○	●	●	●	
合同委員会	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	
備考			日ベトナム EPAに準用。									

注1 ●は他の章で規定されている要素

協定名称 (発効年月)		日フィリピン EPA (投資章) (2008.12)	日ウズベキスタン 投資協定 (2009.9)	日イスラエル 投資協定 (2009.9)	日ペルー 投資協定 (2009.12)	日インドEPA (投資章) (2011.8)	日パラグアイ 投資協定 (2011.4署名)	日コロンビア 投資協定 (2011.9署名)	日クウェート 投資協定 (2012.3署名)	日中韓 投資協定 (2012.5署名)	日イラク 投資協定 (2012.6署名)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (一部の金融 財産は除外)	全ての 投資財産 (総則章に規定)	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (公的債務は除外)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産
内国民 待遇 (NT)	参入段階	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (既存の非適 合措置を一 括留保)	○
最惠国 待遇 (MFN)	参入段階	○	○	○ (FTA例外あり)	○	×	× (努力義務)	○	○	○ (FTA例外あり)	× (努力義務)
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (FTA例外あり)	○ (紛争処理手 続は適用外)
パフォーマンス 要求(PR)の禁止	○ (11)	○ (12)	△ (TRIMs準用)	○ (9)	○ (9)	○ (11) (参入後のみ)	○ (9)	○ (12)	△ (TRIMs準用に 加え、技術移 転と輸出の要 求について不 当又は差別的 な措置を禁止。)	△ (5) (参入後のみ &協議)	
-輸出制限	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×
-原材料調達 要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-物品・サー ビスの現地 調達要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-輸出入均衡 要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-輸出要求	○	○	×	○	○	○	○	○	○	△ (不当又は差別 的措置を禁止)	○
-国内販売制限	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×
-役員国籍要求	○	○	×	△ (留保)	△ (留保)	×	○	○	○	×	×
-自国民雇用 要求	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×
-事業本部要求	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×
-研究開発要求	○	○	×	×	×	○	×	○	○	×	×
-技術移転要求	○	○	×	○	△ (留保)	○	○	○	○	△ (不当又は差別 的措置を禁止)	○
-独占的供給 要求	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×
留保表の有無 (ネガティブリスト)	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)	×	○	○	△ (前文に規定)	○	○	△ (仲裁付託に は事前合意必 要、私契約の 紛争解決手続 優先)	○	○	△ (仲裁付託には 事前合意必要)	
取用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に 関するNT&MFN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
送金の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (承認手続き 期間は約1か 月とし、2か 月を超えては ならない。)	○
投資家の入国申 請への配慮	●	○	●	○	×	○	○	○	○	○	○
透明性(法令公表)	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○
パブリックコメ ント努力義務	●	○	×	● (EPA)	×	○	○	×	○	○	×
汚職防止努力義務	○	○	×	○	●	○	○	○	○	×	○
紛争処理 (国対投資家)	×	○ (再協議)	○ (参入段階は 同意必要)	○	○	○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)	●	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○
合同委員会	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○
備考				日ペルーEPA に準用。	総則章に安全 保障例外に関する 詳細規定 あり	投資設立の条件 に関する法令適用はNT, MFN, PRの対象外。			参入後のNTの 既存の非適合 措置の範囲につ いて合同委で討 議すると規定。	PRは完全禁 止ではなく、 事前協議を条件 に行う余地 あり	

注1 ●は他の章で規定されている要素

(4) 諸外国における投資協定(FTA/EPA投資章を含む)

<図表5-5> 諸外国における投資協定の要素

協定名称 (発効年月)	NAFTA (1994年1月発効)	米豪FTA (2005年1月発効)	米韓FTA (2012年1月発効)	シンガポール ・インドFTA (2005年8月発効)	中韓投資協定 (2007年12月発効)	ASEAN投資 協定 (2009年2月署名)	韓 ASEANFTA (投資章) (2009年9月発効)	中国ASEAN 投資協定 (2010年1月発効)	豪NZ・ ASEAN FTA(投資章) (2010年1月発効)	
投資財産の定義	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産 (国内法令に従 う制限あり)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	
内国民 待遇 (NT)	参入段階	○	○	○	○	×	○	○(注2)	×	×(注2)
	参入後	○	○	○	○	○	○	○(注2) (既存非適合措 置は一括留保)	○	
最惠国 待遇 (MFN)	参入段階	○	○	○	×	○	○	○(注2) △ (広範な例外あり)	× (継続協議)	
	参入後	○	○	○	×	○	○	○(注2) △ (広範な例外あり)	× (継続協議)	
パフォーマンス 要求(PR)の禁止	○(8)	○(8)	○(8)	○ (TRIMs準用)	△ (不合理な措置 又は差別的な 措置を禁止)	○ (TRIMs準用)	○(注2)	×	○(注2)	
-輸出制限	×	×	×	○	×	○	○	×	○	
-原材料調達 要求	○	○	○	○	△ (不合理な措置 又は差別的な 措置を禁止)	○	○	×	○	
-物品・サー ビスの現地 調達要求	○	○	○	○	×	○	○	×	○	
-輸出入均衡 要求	○	○	○	○	×	○	○	×	○	
-輸出要求	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
-国内販売制限	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
-役員国籍要求	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
-自国民雇用 要求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
-事業本部要求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
-研究開発要求	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
-技術移転要求	○	○	○	×	△ (不合理な措置 又は差別的な 措置を禁止)	×	×	×	×	
-独占的供給 要求	○	○	○	×	×	×	×	×	×	
留保表の有無 (ネガティブリスト)	○	○	○	△ (ポジティブリ スト)	-	(注1)	(注2)	-	(注2)	
公正衡平待遇	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
約束の遵守義務 (アンプレラ条項)	(国対投資家の 紛争処理手続 に類似規定)	×	(国対投資家の 紛争処理手続 に類似規定)	×	○	×	×	○	×	
収用と補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
争乱時の補償に 関するNT&MFN	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
送金の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紛争処理 (国対投資家： ISDS)	○	×	○	○	○	○	△ (PR除外) (注3)	△ (PR除外) (注3)	△ (PR除外) (注3)	
紛争処理 (国対国)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注1) 署名後6ヶ月以内にASEAN事務局へ留保表を提出することを規定。

(注2) 留保表、MFN及びTRIMsプラスのPR禁止について、協定発行後5年内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、
NT、MFN、役員国籍要求の禁止は、未適用。なお、TRIMsは協定発効時からラオスを除いて適用（第27条）

(注3) フィリピンとの紛争をICSIDへ付託する場合は書面の合意が必要

コラム 米国モデル投資協定の改訂について

モデル投資協定とは、2国間投資協定（BIT）交渉で提示する条文案のベースである。米国の他には、カナダ（2004年）、フランス（2006年）、ドイツ（2008年）、南アフリカ開発共同体（SADC、2012年）などが公表している。

2012年4月20日、米国政府は、二国間投資協定（BIT）交渉における条文案のベースとなる「モデル投資協定」の改訂版（2012モデルBIT）を発表した。2004年に改訂されたモデル投資協定（2004モデルBIT）との比較では、国家所有企業（SOE）の定義の明確化、SOEに対する差別的な待遇に関する規律の強化、透明性の向上、環境・労働の保護に関する規律の強化がはかられている。

2012モデルBITの成立により、2008年に交渉を開始以降、モデルBIT改訂作業に伴い中断していた中国、インドとの投資協定交渉に向けた米国側の障壁が解消された。

1. 概要

米国通商代表部（USTR）は、「国際投資は、米国の経済成長、雇用創出、輸出にとって重要な牽引要素であり、『2012モデルBIT』は、米国の経済パートナーとの国際的義務を強化し、またより強い労働保護や環境保護を作り出すための効果的なメカニズムを与えることによって、米国企業が外国市場における公平な競争条件を得られることを確保するというオバマ政権の重要な目的を達成することを促進するものである」（プレスリリース）としている。また、「2004モデルBIT」との比較における主な改正内容として、米国通商代表部（USTR）は、「透明性・市民参加の強化」「国有企業に対する差別的な待遇に関する規律の強化」「環境・労働の保護」を挙げている。

米国産業界は、「環境・労働」規律の強化により、交渉相手国が当該規律の受入に抵抗することに伴いBIT交渉が停滞する可能性への懸念を表明している。また、国有企業の規律について、「2012モデルBIT」においても、政府から公式に権限委譲された

国有企业しか対象としていない点が不十分であるという指摘もある。

2. 経緯

2009年2月、国務省及びUSTRは、中国、インド、ベトナムなど大国を含む国々との交渉の本格化に向け、「2004モデルBIT」の見直し作業を開始。同年6月、国際経済政策諮問会議（AICEP）に改訂内容の検討を諮問した。当該改訂に当たっては、「紛争処理条項」「国有企业」「金融サービス」に留意するとの指示がだされている。同年9月30日、AICEPは検討結果を報告書としてまとめた上で公表した。

政府内の検討においては、「環境・労働」など論点が特定される一方、経済団体、労働組合、NGOなどとの国内調整が継続していた。

3. 2004年モデルBITからの主な改正事項

(1) 透明性（Transparency）に関する規定の拡充

①透明性に関する定期的協議の実施

（11条1項。法令の制定・執行、技術標準の策定、ISDS手続等が対象。）

②パブリックコメント努力義務、法令執行・不服審査手続の透明性向上

（11条2～7項。米韓FTA透明性章に類似の先例あり。）

③国家対投資家の紛争解決手続き（ISDS）に関する上訴メカニズムを将来設立する場合、米国モデル協定水準の透明性規定を確保すること（28条10項）

(2) 環境・労働（Environment and Labor）に関する規律の強化

①投資促進目的の「規制緩和・法令の不執行」が不適切との認識を明記

（12条2項、13条2項。米国FTA労働章・環境章に先例あり。）

②ILO基本原則及び権利に関する宣言・ILO加盟国

としての義務の再確認

(13条1項。米国FTA労働章に先例あり。)

③締約国が相手国から協議の要請を受けた場合、30日以内に応じること

(12条6項、13条4項)

※環境・労働規律は、国家対国家の紛争解決(SSDS)及び国家対投資家の紛争解決手続き(ISDS)の対象外(24条1項、37条5項)。

(3) 経済活動への国家の介入に対する規律強化

①締約国による特定技術の使用強制を禁止

(特定措置履行要求禁止の内容に新規追加：8条

1項(h))

②技術標準の策定過程への参加に関する内国民と同等の待遇付与(11条8項)

(技術標準の定義はTBT協定付属書Iと同じ。SPS分野、サービス分野等は対象外。)

③締約国の協定上の義務が適用される国有企業等の範囲を明確化

(2条2項の注釈8。なお、本注釈がなくとも国際法上は、統治機能の一部を国家から付与された主体に協定の義務は適用されうる。)

コラム

EUの国際投資ルールに関する取組

EU加盟国は、これまでに1200以上にのぼる二国間投資協定を締結し、諸外国における投資保護ルールを整備してきた。他方、EUは、他国との通商条約の中で投資自由化に関する内容は規定してきたが、投資保護に関する規定はほとんどおいてこなかった。しかし、2009年12月1日に発効したリスボン条約を受けて、EUが投資保護についての通商交渉権限を持つことが明確化された。

2010年7月に欧州委員会が発表した文書では、投資保護に関する規定として「公正衡平で無差別な待遇の保障、十分な保護と安全、収用への補償、資金移転の自由、投資家対国家の紛争解決(ISDS)」を含める方針が述べられている。また、EUの投資政策は、環境保護、健康や労働の安全、消費者保護、文化的多様性、開発政策、競争政策など、他の政策に適合するものでなければならず、投資家の権利保護だけではなく、社会福祉に貢献する投資を進めることができるとしている。さらに、当面は、インド、シンガポール、カナダ、メルコスールとのFTA交渉の中で、投資保護の要素も含めることを目指していくとしている。

その他の論点においても、EUと加盟国の権限の抵触が問題となりうる。例えば、EC設立条約には資本移転の制約を規定している一方、EU加盟国の二国間投資協定の中には、送金の自由を制約する事由を定めていないものがあったため、欧州司法裁判所は、オーストリアやスウェーデン、フィンランドの締結していたこれらの投資協定がEC設立条約違反であると認定した。また、中東欧諸国がEU加盟交渉をした際には、これらの国々が第三国と締結していた投資協定とEC設立条約の関係が問題となり、例えば、チェコは米国と締結していた協定を改訂することとなった。

我が国とEUとの間のEPAに関しては、交渉の対象範囲などを定めるスコーピング作業が2012年5月に終わり、欧州委員会は同年11月に加盟国から交渉権限を取得し、2013年4月に日EUEPA交渉の第1回会合が開催された。EUと加盟国の権限配分の不明瞭さが投資ルール交渉に如何に影響を及ぼすかについて、交渉が先行しているカナダやシンガポールとのFTAにおける投資ルールを注視しておく必要がある。

2. 投資を巡る紛争処理

(1) ルールの背景

地域貿易協定(FTA/EPA)及び二国間投資協定(BIT)では、協定の適用・解釈を巡り争いが生じた場合、一方の当事国が他方の当事国を相手取り、仲裁やその他の紛争解決手続に判断を求めるなどを規定している。しかし、「国家対国家」の紛争解決手続については、投資分野は基本的に対象外であるものの既に高度に発達したWTO紛争解決手続(かつてはGATTの紛争解決手続)が存在していることもあり、FTA/EPAやBITにおいて利用されることはある。

一方、大多数のFTA/EPAの投資章及びBITは、「投資家対国家(投資受入国)」の紛争解決手続(ISDS)を設けている(注)。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を国際仲裁に付託することを認めるものであり、仲裁廷が投資受入国の協定違反を認定した場合には、投資家が投資受入国から金銭等による賠償を受けることができる。ISDSが存在しなければ、通常、投資家は投資受入国との紛争を当該投資受入国の国内裁判所に提起する以外の法的紛争処理手段がなく、外国企業であるが故に不利な判断を被る可能性や司法制度が未発達なために公正な審理を受けられない可能性がある。また国際仲裁の利用を試みたとしても、通常、仲裁付託には当事者間の合意が必要であり、国家が仲裁付託を認めるることは想定しがたい。そこで、多くのFTA/EPA及びBITのISDS条項は、仲裁付託への事前の一括合意を予め締約国が与えることによって、実際に紛争が起きた際に相手国政府の仲裁付託合意を個別に取り付けることなく、投資家が即座に仲裁へ付託できることになる。このように、投資家が公平な審理を受ける機会を確保することによって、ISDSは外国投資に起因するリスクを低減させる役割を果たしている。

さらに、投資についてはWTOのような多国間の紛争処理ルールがない中、国家間で合意したルールにもとづいて投資家と国家間の紛争を処理することは、当該紛争が国家間の紛争に発展することを防ぐ役割を果たすとともに、投資保護を保証することで投資を誘致したい投資受入国と自国投資家を保護したい投資家母国相互の利益につながると考えられる。

(注) 先進国間においては、米豪FTAなど投資家対国家の紛争解決規定がない協定も存在する。ただし、米豪FTAは、一方当事国が、紛争処理に影響する事情に変化があったことを理由に投資家による仲裁申立て手続の設置を検討すべきと考える場合、相手国とその旨協議を行うことができる旨規定している。(第11.16条1項)。

(2) ルールの活用状況

①仲裁付託された案件数の推移

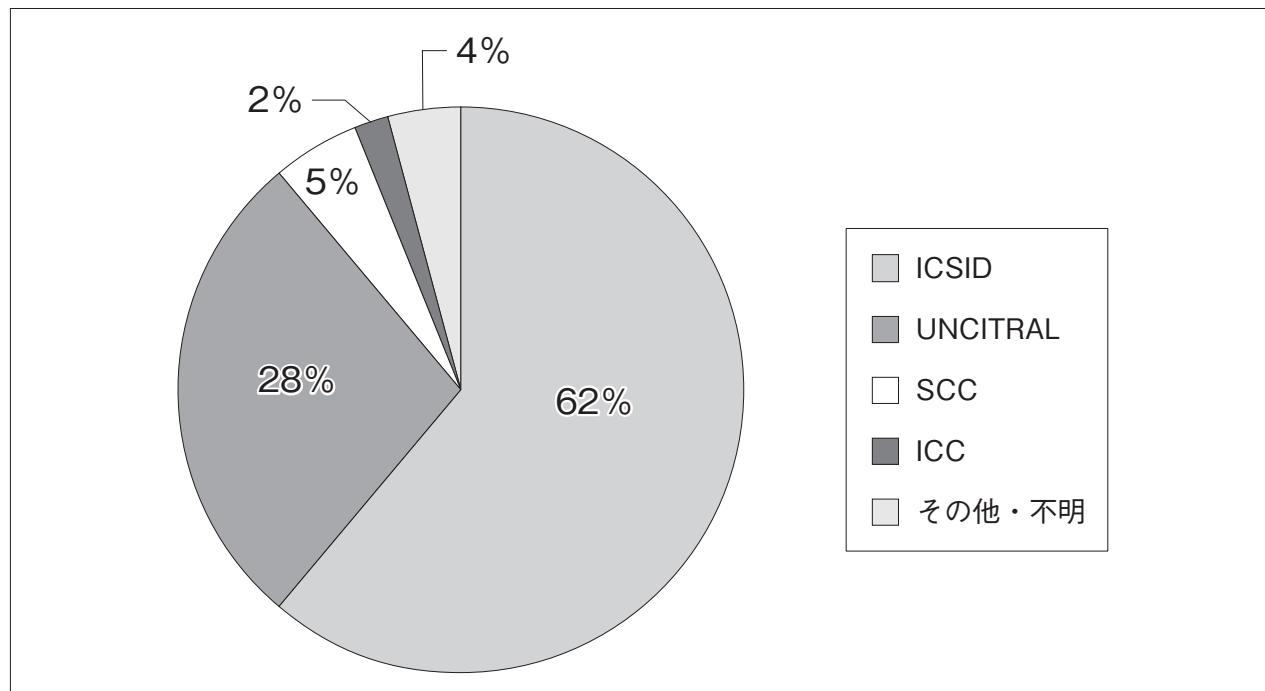
投資を巡る「投資家対国家」の紛争手続(ISDS)は、各国においてBITが締結され始めた1960年代には、既に協定に盛り込まれていた。しかし、当初は提訴による受入国との関係悪化や仲裁手続の実効性等に対する懸念から、投資家による仲裁付託件数は非常に低い数字で推移した。1996年、NAFTAにおける「Ethyl事件」(米国企業が、カナダ政府による環境規制がNAFTA上の「収用」に該当するとして主張)において仲裁に提訴され、カナダ政府が米国企業に金銭を支払って和解したことが注目を集めた(本件は、カナダの州政府によるカナダ国内の手続によって、連邦政府の環境規制が国内法に違反すると判断された結果、カナダ政府が当該規制を撤廃した。この判断を受けて、カナダ政府は米国企業と和解し、NAFTAにもとづく手続は終了した)。また、時期を同じくして、1995年から開始されたOECDにおける多国間投資協定交渉において投資協定仲裁が大きな

問題になったこともあって、投資協定仲裁への関心が高まった結果、1990年代後半からは仲裁手続への付託件数が急激に増加した。

各国の協定において指定されている主な仲裁規則としては、ICSID(投資紛争解決国際センター)、UNCITRAL(国際連合国際商取引法委員会)、ICC(国際商業会議所)及びSCC(ストックホルム商業会議所仲裁協会)の各仲裁規則が挙げ

られる。上記手続のうち最も活用されているのは、1966年発効の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に基づき、世界銀行グループの付属機関として設立されたICSIDでの仲裁手続であり、同機関に付託された案件の数は過去に提起された仲裁案件の6割以上を占める。

<図表5-6> 主要仲裁手続への付託案件の割合 (~2010年末/全390件)



(UNCTAD Latest Development in Investor-State Dispute Settlement, IIA Issues Note No.1 (2012))

②仲裁案件に関与した国

UNCTADのまとめによると、2011年末までに提起された「投資家対国家」紛争案件450件のうち、220件が終了しており、そのうち、国家が勝訴した割合は約40%、投資家が勝訴した割合は約30%、和解が約30%となっている。最も多くの仲裁が提起された国はアルゼンチン(51件)であり、次にベネズエラ(25件)、エクアドル(23件)、メキシコ(19件)、チェコ共和国(18件)、カナダ(17件)、エジプト、ポーランド、ウクライナ、米国(ともに14件)が続く。他国と比較してアルゼンチンの被提訴案件が際立って多い理由は、2001年末以降の財政危機における政策的混乱にある。同様に、チェコ共和国についても、同国において1997年の通貨危機を契機に表面化した、金融分野の不良債権問題に原因が求められる。一方、メキシコ及び米国、カナダについては、NAFTA 11章に基づく事件が大きな注目を集め、投資家がその効用を深く認識したことが両国を被申立国とする案件が多い原因と推察される。

<図表5-7> 被提訴国となった回数
(~2011年末)

順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	51
2	ベネズエラ	25
3	エクアドル	23
4	メキシコ	19
5	チェコ共和国	18
6	カナダ	17
7	エジプト	14
	ポーランド	
	ウクライナ	
	米国	
11	カザフスタン	11
12	インド	10
13	ボリビア	9
	ロシア	
	スロバキア	
	トルコ	
17	ルーマニア	8
18	グルジア	7
	ハンガリー	
	モルドバ	
	ペルー	

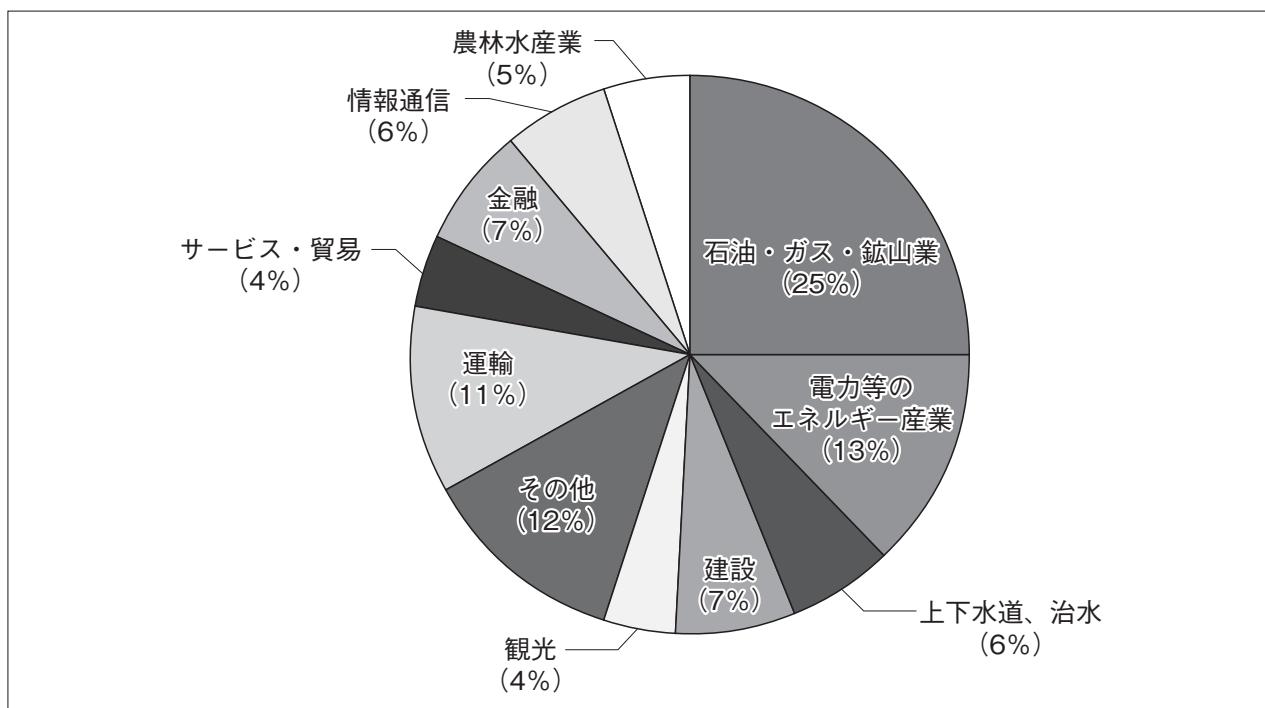
(UNCTAD Latest Development in Investor-State Dispute Settlement, IIA Issues Note No.1 (2012))

③企業による仲裁手続の利用状況

ICSIDのまとめによると、仲裁手続を利用してい る産業セクターとしては、石油・ガス・鉱山業が25%と最も多く、電力等エネルギー産業が13%、運輸業11%、上下水道・治水7%、金融業7%が続く。エネルギー資源の開発は莫大な投資を要する一方、資源産出国の大半は開発途上国であり、社会的・政治的安定性に欠ける場合が多い

ことから、投資保護の需要が高いものと推察される。そのため、このようなエネルギー分野における投資保護については、FTA/EPA及びBITにおける規定のほか、近年は、多国間国際条約である「エネルギー憲章条約」(Energy Charter Treaty) の紛争処理規定も活用されている（産業分野ごとの代表的な仲裁案件については、後掲の「参考2」で、概要を紹介する）。

＜図表5-8＞ ICSIDにおける産業別の仲裁利用状況（～2012年6月末）



(ICSID, The ICSID Caseload - Statistics (2012-2))

（3）規律の概要

①FTA/EPA・BITにおける投資家対国家の紛争処理手続の概要

BIT、FTA/EPA投資章における投資家対国家の仲裁の手続は協定によって様々であるが、概ね以下のプロセスを踏むよう規定されている。

（i）対象となる投資紛争

締約国が収用補償義務や公正衡平待遇義務などの協定義務に違反し、これにより投資家が損害を被った場合、当該紛争は投資家対国家の紛争処理手続の対象となる。古いタイプのBITでは、単に対象となる紛争を「投資家と締約国の間で生ずる

あらゆる投資に関する意見の相違」と広く規定するもの、あるいは逆に「収用が起きた場合の補償額」のみ紛争処理対象として限定するものもある。

（ii）投資家と相手国政府（紛争当事国）による協議

紛争発生後、すぐに仲裁に紛争が付託されるとではなく、通常は3か月から6か月程度の協議期間が設定される。

（iii）仲裁付託

協議によって解決しない場合、投資家は仲裁へ付託できる旨規定されるのが一般的である。協定

がない場合、投資紛争の仲裁付託には個別に紛争当事国の合意が必要であるが、多くの協定ではこの仲裁付託への同意を予め協定において付与している（事前の一括同意）。投資家は、ICSID（投資家の母国と紛争当事国の双方がICSID加盟国の場合）、ICSID Additional Facility Rule（投資家の母国又は紛争当事国どちらかのみがICSID加盟国である場合）、UNCITRALのルールに則った仲裁の内いずれかを選択できるように規定されていることが多い。これに、ICC仲裁規則やSCC仲裁規則（下記「主な仲裁機関・仲裁ルールの概要」参照）等を加える場合もある。また、仲裁付託にあたっては、同一の紛争を国内裁判所に訴えていないことが条件となることが一般的である。同様に、仲裁付託後に同一案件を国内裁判所に訴えることは通常できない。

（iv）仲裁人の選定・仲裁廷の設置

仲裁機関やルールの選定後、仲裁人の選定を経て仲裁廷が設置される。ここからは投資家が選択したそれぞれの仲裁手続に則って仲裁が進められるが、NAFTA投資章等、協定によっては単に選択された仲裁手続規則に従うのでなく、仲裁人の選定方法（多くの場合、3人の仲裁人により仲裁が行われる。3名の選出方法は、紛争当事者である投資受入国及び投資家がそれぞれ1名ずつを選び、3番目の仲裁長は原則として両者の合意により選定される。）や仲裁に関する情報公開（近年の協定には、仲裁の経過・結果などを示す書類を紛争当事者となっていない締約国に送達するとともに一般向けに公開することや、公聴会を開催することを義務づけるものがある。）、あるいは複数の請求の併合、第三者による意見陳述の機会提供など、必要な修正が協定で加えられていることがある。

（v）仲裁管轄権の判断

仲裁廷設置後、付託された投資紛争について仲裁廷が判断する管轄権があるかどうかがまず判断

される。管轄権の有無は、(i) で述べた対象となる投資紛争の定義とも関連して、常に大きな争点となる。

（vi）本案の判断

仲裁廷に管轄権があると判断された場合、いよいよ実際の協定義務違反の有無、違反があった場合の賠償額等の本案について判断される。

（vii）仲裁判断の確定

国家対国家の紛争処理と異なり、投資家の訴えが認められた場合、仲裁判断は金銭賠償の要否の判断の形を取る。仲裁判断は最終的で、かつ当事者に対する拘束力を持つ。

（viii）仲裁判断の取消

一般に、国際仲裁は、仲裁人の選定等の手続に双方が関与した上で、その結論を受け入れることにより迅速に事案を処理することを目的としているため、上訴の仕組みがない。ただし、ICSID仲裁の場合、一方の当事者が特別委員会に仲裁判断の取消等を申し立てることができる（ICSID条約・仲裁規則第51条、第52条にて規定。実際に取消判断が出された事例として、後述《参考2》①管轄に関する判断（d）投資財産（viii）を参照。）また、ICSID以外での仲裁判断については、仲裁判断の執行を求められた国（通常は仲裁地）の裁判所がその国の法令にもとづき仲裁判断を取り消す可能性がある。

（ix）仲裁判断の執行

仲裁判断は、投資協定上、被申立国には遵守義務があり、ほとんどが自発的に遵守されているが、同時にICSID条約では、条約本体に仲裁判断の執行についての規定が置かれている（ICSID条約第53～55条）。ICSID条約以外の仲裁手続に基づく場合は、仲裁地において承認執行可能である他、ニューヨーク条約に従い締約国の国内法に従って執行されることも可能である。

コラム 投資協定仲裁の活用について

投資協定仲裁は、平均して解決までに2～4年を要し、訴訟費用はだいたい数千万円～数億円かかると言われる。そのため、実際に投資家が紛争案件を投資協定仲裁に付託するか否かの決断は、こうした費用対効果も勘案して決められることになり、結果としてインフラ・資源開発など巨額投資が絡むケースの付託が多くなっている。また実際に仲裁に付託しなくとも、投資協定仲裁の存在を交渉を有利に進めるためのレバッジとして使い、和解に持ち込むケースも多いとされる。なお、日系企業が実際に投資協定仲裁を使ったケースは、公表されている中では「Saluka事件」（後述《参考1》②実体的義務に関する判断(c)公正かつ衡平な待遇(iii)Saluka Investments BV(The Netherlands)対チエコ、UNCITRAL仲裁規則に基づく手続、部分的仲裁判断、2006年3月17日参照）のみである。また、海外投資に際して、優遇税制等に加えて、投資協定の存在を考慮して第三国企業経由で投資する企業も存在する。

ICSID条約とUNCITRAL仲裁規則等に基づくアドホック仲裁の特徴を比較すると、ICSID仲裁は、世界銀行の付置機関ということもあり、会議室、仲裁人候補名簿、標準料金（例えば仲裁申立てのICSID仲裁登録費用は25,000ドル、仲裁廷設置後の運営費として20,000ドル、仲裁人の報酬は1人あたり1日3,000ドル等）などが整備されており、利便性が高い。ただし、ICSID仲裁では、紛争の付託事

実の概要は公表されるため、完全な非公開で手続を進めたい場合には適当でない。近年の協定には、ICSIDとUNCITRALどちらを利用する場合であっても、仲裁の経過・結果などを示す書類を紛争当事者となっていない締約国にも送達することや関係書類の一般公開、公聴会の開催などを求めるものが存在する。また、ICSID仲裁の場合、仲裁判断を受入国政府が履行しない場合には、世銀ローン停止などの可能性があるため、仲裁判断はこれまでのところほとんどすべて履行されている。なお、ICSID仲裁には上訴の仕組みはないが、一定の場合には仲裁判断の取消しや再審を行うことが認められている。

他方、UNCITRAL仲裁ルール等に基づくアドホック仲裁は、通常の商事仲裁と同様、仲裁地の国内裁判所の介入が予定されている他、仲裁人の選定等がICSID仲裁に比べてやや柔軟に行える。費用は実際の手続の進行次第でICSID仲裁よりも安くもなるが、ICSID仲裁には事務局があるため一定の工程管理が行われ、会議室もICSIDから提供されるのに対し、アドホック仲裁では常設の事務局がある場合とない場合があり、一般に、時間が長引きやすく、費用がかさむ傾向があると言われる。これら仲裁の諸費用を、仲裁手続当事者（投資家と受入国政府）がどのように負担するかについては、当事者が特別の合意をしなければ仲裁廷が決定することになり、敗訴者に全額負担させた例もある。

コラム 投資協定仲裁以外の問題解決の手段について

上記コラムに記載されたように、投資仲裁に訴える場合には相当のコストや期間を覚悟する必要があり、二の足を踏む企業は多い。また、現地で引き続き事業を営む場合は、現地政府との関係悪化やメディアでの報道によって他の事業に悪影響が及ぶ可能性も考慮に入れる必要がある。そのため、EPA投資章や二国間投資協定に違反する行為があった場合の問題解決の手段は、必ずしも投資仲裁に限定されるものではない。まず、投資仲裁に至る前に受入

国政府との和解に至る場合がある。一般的には、ICSID等への投資仲裁の申立てに先立ち通報(notice of intentの提示)を受入国政府に行う前後に、弁護士を交えて交渉することが多い。具体的な事例が公表されることはないが、例えば、米国のエネルギー企業とエクアドルとの間で、約8,000万ドルの和解金が合意されたなどの事例が報道された例がある。伝統的な手段としては、投資母国の政府による外交的保護があり、EPA投資章や投資協定による

侵害に限らず、企業利益が不当に侵害された場合に所属国が投資家の保護を実施してきたが、EPA投資章または投資協定があれば、発動基準が具体的に明確になり外交的保護がより効果的に実施される。

また、近年では、わが国の結ぶEPA等には「ビジネス環境整備小委員会」を設置する例が増えており、投資協定仲裁の場合とは違って紛争になる前に、企業が関与して投資受入国のビジネス環境の改善に向け議論する枠組みが構築されている（詳細は第III部第8章「ビジネス環境の整備」参照）。同委員会には、受入国政府のみならず、協議事項に携わる現地業界、投資母国の政府、JETRO等の関係機関が一堂に会し、1社で提起しにくい問題や、業界全体、進出企業全体にかかる問題をまとめて提起で

きる。また、取り扱い得る案件は、投資章に限らず、産業インフラの整備、行政手続きの簡素化・透明性向上、知的財産権の保護など、ビジネス上の様々な問題点にわたる。投資受入国政府は、EPA等の規定により同委員会を通じて挙げられた要請に対して適切な対応をとることが求められる。現在、「ビジネス環境整備小委員会」は、タイ、マレーシア、メキシコ、チリとのEPAに基づき会合の開催実績がある他、日ペルー投資協定では、協定の適用範囲内の投資に関する事項であって、投資環境の改善に関するものについて情報交換や討議等を行うことを目的とした「投資環境改善小委員会」が設置されている。さらに、ブラジルとの間では、政府間協定に基づかない枠組みとして、「日伯貿易投資促進合同委員会」が2008年7月に設置されている。

コラム

投資家対国家紛争解決手段のオプション—仲裁の課題と調停の活用可能性を中心に—

I. はじめに

投資家と国家の間の紛争解決手段には多様な選択肢が存在する。近年、投資協定やEPAに根拠を有する投資協定仲裁が、多く活用され、一定の成果を上げ、注目を集めてきた。本報告書においても投資協定仲裁につき紙面を割き、その制度的概要や、実際の紛争案件の解説を掲載している。一方で、投資協定仲裁にも、紛争解決に長期間を要する、多大なコストがかかる、さらには、損害賠償を命じられた投資受入国が仲裁判断に従わないケースがある、仲裁判断の執行が困難であるなど一定の課題があることが意識されるようになってきている。

他方、投資家対国家の紛争解決手段の中には、より和解的な解決を志向する調停も存在する。世界銀行傘下の投資紛争解決国際センター（ICSID）においては、投資協定仲裁の課題や仲裁申立数の増加を

踏まえ、調停の活用を推奨し始めている¹。日本企業の中には、必ずしも正面からの対立型紛争を好まない企業も多くあるとされるが、調停という和解的な解決はかかる日本企業のメンタリティに適合する場合もある。そこで、このコラムでは、投資家対国家の紛争解決手段としての仲裁の直面する課題を概観するとともに、調停のメカニズムを解説し、そのメリットやデメリットを整理し、紹介することとする。ただし、仲裁の過程の中で和解的解決を模索することも可能であり、実際にも仲裁の過程で相当数の和解がなされている²。

また、本報告書では、EPA等に基づき設置されるビジネス環境整備委員会においても、話し合いにより、投資家が直面する問題の解決を図ることが可能であることを解説している。そこで、本コラムでは、和解的解決を志向する調停とビジネス環境整備

¹ ICSID年次報告書2004年、2005年参照。なお、2007年以降、国際法曹協会（International Bar Association）、The Centre for Effective Dispute Resolution（CEDR）や国際連合貿易開発会議（UNCTAD）といった機関においても紛争の和解的解決の促進を模索、提案し始めている（Margrete Stevens & Ben Love, Investor State Mediation: Observation on the Role of Institutions, paper presented at the 2009 Conference on Global Resolution: Cost-effective Settlement in International Arbitration, November 26, 2009参照）。

² ICSID統計（2012-2）によれば、仲裁に持ち込まれた案件のうち、38%が和解そのほかの理由で手続きが終了している。

委員会との比較にも簡潔に触れることとする。

II. 投資家対国家紛争解決手段としての仲裁の課題及び限界

1. 時間と費用の問題

ICSIDは、仲裁にかかる時間と費用の点を挙げ、その年次報告において調停の活用を推奨した³。この点について、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の研究は、仲裁手続きにかかる費用が非常に高額であり、中でも弁護士費用がその6割を占めると問題提起をしている⁴。たとえば、ある投資協定仲裁の例では、投資家側においておよそ460万ドル、応訴国家側においておよそ1320万ドルの弁護士費用がかかったこと、別の例では、投資家側においておよそ1100万ドル、応訴国側において430万ドルの弁護士費用がかかったことが指摘されている。同じ研究は、仲裁にかかる時間について、当事者が管轄についても争いことが常態化し、また、いったん判断が出ても取消手続き等を頻繁に活用するに至り⁵、紛争解決にかかる時間の長期化が顕著にみられ、平均でも3年から4年を要すると指摘している⁶。またICSID仲裁についていえば、その平均期間は、取消手続きを除いたとしても3.6年であると指摘されている⁷。こうした時間及び費用の点は、仲裁の当事者となる投資家及び投資受け入れ国の双方にとって大きな負担として意識されている。

2. 国家による仲裁判断不履行の問題

こうした課題に加え、投資協定仲裁の活用が進むにつれ近時はさらに以下のような実務的限界が意識されるようになってきている。ICSID条約53条においては、仲裁判断は仲裁の当事者に対し拘束力を有し、仲裁当事者は仲裁判断に従うべきことが規定されている。しかし、国家は仲裁判断において賠償を命ぜられた場合にはこれに従うことが大多数であるものの、仲裁判断に従わないケースも散見されるようになってきている。例えば、アルゼンチン政府は、CMS Gas Transmission Company(およそ1億3000万ドルの賠償を命ずる2005年の仲裁判断)、Azurix Corporation(およそ1億6千万ドルの賠償を命ずる2006年の仲裁判断)、Vivendi Universal(およそ1億ドルの賠償を命ずる2007年の仲裁判断)に対する賠償を命ずる仲裁判断に従っていない⁸。アルゼンチンの他に、カザフスタン、キルギス、ロシア、タイ、ジンバブエ、コンゴといった国々も投資家に対する賠償を命ずる仲裁判断の履行に従わなかった例があるとされる⁹。

これらの中には、最終的に国家が賠償を履行したケースもあるが、そこに至るまでには投資家による国家の財産差し押さえや投資家の母国政府による外交的介入といった追加のコストや労力が投入された模様である。投資家の母国の介入の例として注目されたのが、米国によるアルゼンチンへの特恵的関税待遇（GSP）の停止である。もっとも、アルゼンチ

3 ICSID年次報告書2004年、2005年事務局長の導入の辞を参照。

4 UNCTAD, *Investor-State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration* (2010), 17-18参照 (http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdfにて入手可能)。

5 なお、投資協定仲裁における上訴メカニズム一般についての利点、問題点についての考察として、経済産業省投資協定仲裁研究会平成21年度報告書所収の玉田大「投資仲裁における上訴メカニズム」参照 (http://www.meti.go.jp:8080/policy/trade_policy/epa/pdf/FY21BITreport/ISDS%20review.pdfにて入手可能)。

6 UNCTAD, *Investor-State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration* (2010), 18参照 (http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdfにて入手可能)。

7 Anthony Sinclair, *ICSID Arbitration: How Long Does it Take?*, GAR JOURNAL, Vol. 4, Issue 5 (www.GlobalArbitrationReview.comにて入手可能) 参照。この分析においては、2009年7月1日までに仲裁判断(award)が下された115件が対象となっている。なお、取消手続きに移行した場合には、取消手続きは典型的には2、3年かかる。もし、仲裁判断が取り消された場合には、再度の仲裁手続きが開始される（ICSID条約52条(6)）。そうなると、全体の手続きについて10年以上かかることもあり得る。

8 Luke Eric Peterson, *Argentina by the Numbers: Where Things Stand with Investment Treaty Claims Arising Out of the Argentine Financial Crisis*, Feb. 1, 2011, 参照 (www.iareporter.comにて入手可能)。

9 Luke Eric Peterson, *How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?*, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.comにて入手可能); Luke Eric Peterson, *Deadline Lapses Without Payment by Kazakhstan on BIT Award*, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.comにて入手可能); Luke Eric Peterson, *Zimbabwe Not Paying ICSID Award*, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.comにて入手可能)。

ンはこれにもかかわらず賠償の履行を拒み続いている。なお、投資家の母国の外交的介入は必ずしも投資家に有利なものばかりではない。ドイツの投資家がロシア政府による賠償の履行の確保のため、ドイツにおいて開催された航空イベントのためにロシア政府が持ち込んだ航空機に対する差し押さえを申し立てた事案では、ドイツ政府は外交問題となることを恐れ当該投資家に対してかかる差し押さえの申し立てを取り下げるよう働きかけたとされる¹⁰。

なお、世界銀行の業務マニュアルには、加盟国が、収用や対外債務に関する紛争を抱え、適切な是正措置を講じる意思が見受けられない場合、又は紛争の解決に向け合理的な努力を怠る場合には、新規貸付を停止することを検討するとある¹¹。国家による仲裁判断の不履行もこうした場合に該当することになると思われるところ、世界銀行の貸し付けの停止の可能性は仲裁判断不履行に対する抑止力となり得る。

3. 仲裁判断執行の困難性（主権免除の問題）

国家が任意に賠償を命ずる仲裁判断に従わない場合には、投資家は仲裁判断の執行のために当該国家の財産を差し押さえるなどの法的手段をとることができる。ICSID条約はICSID仲裁判断の実効性を確保する観点から、金銭賠償を命ずるICSID仲裁の仲裁判断につきこれが加盟国における最終確定判決と同様の効力を有することを規定している（ICSID条約54条1項）¹²。仲裁判断の執行は、賠償を命じられている国家以外の第三国にて申し立てられること

が常であるが、ICSID条約54条1項でいう加盟国とは仲裁当事国のみならず執行を申し立てられた加盟国も含む。したがって、賠償を命ずるICSID条約に基づく仲裁判断はICSID加盟国においては自動的に執行される^{13,14}。

もっとも、これは、投資家が直ちに国家の資産を差し押さえることができる意味しない。慣習国際法上、主権免除の一内容として国家の資産は執行から免除されるところ、ICSID条約においては、加盟国において有効な法に基づく主権免除の原則が引き続き妥当することが確認されている（ICSID条約55条）¹⁵。また、慣習国際法上、国家による仲裁合意は必ずしも執行段階における主権免除の放棄を意味しない。そのため、賠償を命じられている国家は、差し押さえが申し立てられた当該国家の資産につき、主権免除を援用し、差し押さえを阻む余地が残されている。近時、国際司法裁判所（ICJ）は、国家の資産が政府の非商業的な活動のために利用されていない場合など一定の場合には国家の資産につき主権免除の原則が適用されないと判断したが¹⁶、依然として主権免除が適用されない範囲は限られている。差し押さえが申し立てられた資産がもっぱら商業的利用に供されなければ差し押さえの余地が出てくるものの、政府自体がかかる商業的活動を行うことはそれほど多くなく、また、公的な資産が商業的な利用に供されている場合であっても仲裁判断の名宛人となる政府とは別の法人の支配下にあることが多い。これらの場合には差し押さえの申し立ては拒絶されることとなる。また、世界の金融活動の中

10 Luke Eric Peterson, *How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?*, May 7, 2010, 参照（www.iareporter.comにて入手可能）。

11 World Bank Operational Manual : OP 7.40 - Disputes over Defaults on External Debt, Expropriation, and Breach of Contract参照

(http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0,,menuPK:64701763~pagePK:64719906~piPK:64710996~theSitePK:502184,00.htmlにて入手可能）。

12 金銭賠償以外の特定行為の履行や原状回復、差止め等についてはかかる自動執行の対象とはならない。

13 もっとも、ICSID条約の定める仲裁判断取消手続きが存在し、これが円滑な賠償判断の執行を阻むことがある点につきICSID自体が指摘していることは上述のとおりである。

14 これに対して、ICSID条約に基づく仲裁判断以外の仲裁判断の場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）が適用され得るが、ニューヨーク条約においては、さまざまな執行拒絶事由が規定されている。頻繁に援用される執行拒絶事由としては、執行が申し立てられた国の公序違反がある。

15 かかる主権免除を規定した加盟国の法の例としてはたとえば、米国のForeign Sovereign Immunities Actや英国のState Immunity Actがある。

16 *Jurisdictional Immunities of the State* (Germany v. Italy: Greece intervening), I.C.J., Judgment (Feb. 3, 2012) , para.118参照。

心である米国や英国の主権免除に関する法律においては、外国の中央銀行をはじめとする金融当局の資産は商業的利用であるかどうかにかかわらず主権免除の対象であることが規定されている¹⁷。これらのハードルに鑑みれば、投資家が国家の資産につき有効に差し押さえることは実務的にかなり難しいといえ、実際の事案においても投資家の差し押さえの試みはしばしば不成功に終わっている。

むろん、主権免除により資産に対する執行が排除されたとしても国家が仲裁判断に従う法的義務を負うことには変わりがない。ICSID条約上、仲裁判断の不履行に対して、投資家の母国は外交的保護を求めることができ（ICSID条約27条）、国際司法裁判所への提訴をすることができる（ICSID条約64条）。

4. 投資受け入れ国による投資協定レジームからの脱退

また、近時、投資受け入れ国による投資協定仲裁のレジームからの脱退の動きも見られるようになった。これは投資協定仲裁が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、投資受け入れ国の投資協定レジームからの脱退の動きにより将来における投資協定仲裁の活用の余地が狭まることが懸念される。これらの国家は、投資協定仲裁に投資家寄りの制度的なバイアスが存在することや、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを脱退の根拠として挙げている。

具体的には、2012年末現在までに、ボリビア、エクアドル、ベネズエラがICSID条約71条に基づきICSID条約から脱退している。また、アルゼンチンにおいてもICSID条約からの脱退を目指す立法が試みられている¹⁸。ただし、脱退通知後直ちに脱退の効力が生じるわけではなく、通知から60日後に脱退の効力が生じる（ICSID条約71条）。また、ICSID条約から脱退しても、個別の投資協定の効力は影響がなく、仲裁判断の執行についても典型的にはニュー

ヨーク条約により保護されることが多い。

さらに、個別の投資協定から脱退する動きとして、2012年末現在までに、ボリビアが米国との間の投資協定を終了させることを通知し、エクアドル議会が13カ国との間の投資協定からの脱退を承認し、ロシアがエネルギー憲章条約の暫定的適用を終了させ、ベネズエラがオランダとの間の投資協定を取り消している。ただし、通知が一定期間は投資協定の効力が存続するよう定められているのが通常である。たとえば、エネルギー憲章条約45条（3）b項は、暫定的適用期間中に加盟国からなされた投資については、暫定的適用終了の効力発生後20年間はエネルギー憲章条約上の一定の保護の効力が残存する旨規定している。

また、インドは、EU、オーストラリア、ニュージーランド等と締結交渉中の投資協定から仲裁条項を除外することを検討しているとされる¹⁹。なお、近時、投資協定中、仲裁条項の対象とならない条項が増えている。たとえば、投資受け入れ国における環境基準や労働基準を引き下げてはならないという条項等である。これは、不適切な投資誘致を防止する目的の規定である。投資協定の内実が、投資の自由化や投資家の保護という範疇を超える発展を見せる中で、投資協定における投資仲裁の役割も相対化される可能性がある。

17 Foreign Sovereign Immunities Act 1611条（b）(1)、State Immunity Act14条（4）

18 アルゼンチン議会の法案（2012年4月21日）は

<http://www1.hcdn.gov.ar/proyxml/expediente.asp?fundamentos=si&numexp=1311-D-2012>にて入手可能。

19 “BIT of Legal Bother,” Business Today, May 27, 2012

（<http://businesstoday.intoday.in/story/india-planning-to-exclude-arbitration-clauses-from-bits/1/24684.html>にて入手可能）。

III. 投資家対国家紛争解決手段としての調停のメカニズムおよびそのメリットとデメリット

1. 調停の概要

一般に仲裁（arbitration）とは、中立の第三者機関から紛争当事者に対し、法に基づく拘束力のある決定を下すことを目的とした裁判的手続きである。これに対し、調停（conciliation）とは、紛争当事者の合意による紛争解決を目的とした非裁判的手続きをあり、仲裁に比し非公式かつ柔軟な方法で進められ、調停への参加及び紛争の解決は当事者の自発的意思に依存する²⁰。

ICSID条約28条から35条及びICSID調停ルール（ICSID Conciliation Rule）は、手続きをはじめとするICSID調停に関するルールを規定している。ICSID条約加盟国ないし加盟国の国民である紛争当事者の一方が調停の開始をICSID事務局長に要請することから調停手続きが開始し、紛争の他方当事者は調停手続きの開始を阻むことはできない（ICSID条約28条（1））²¹。その後、調停の当事者は紛争の解決を支援する調停委員会を合意により設立する（ICSID条約29条）²²。当事者が人選に合意できない場合にはICSID Administrative Councilの議長により調停委員会が設立される（ICSID条約30条）。調停委員会の役割は、紛争の争点を明確にすることであり、紛争当事者が和解できるように支援することである（ICSID条約34条（1））。調停委員会は必ずしも事実認定や法適用のあり方を決する必要はない。調停手続きは仲裁に比し柔軟であるが一定程度対立当事者型構造が維持されており、調停委員会は口頭弁論において紛争当事者の言い分を聴取する（ICSID調停ルール22条）。当事者は、調停委員会の設立後30日以内に、それぞれの言い分を記載した書

面を提出しなくてはならない（ICSID調停ルール25条）。それ以降でも、いずれの当事者も、紛争に関連し有益であると思われる書面を提出することができる（ICSID調停ルール25条（1））。調停委員会の側も、適宜当事者に対して口頭での説明、書面そのほかの情報の提出、当事者以外の証人からの証拠の提出等を求めることができる（ICSID調停ルール22条（3））。調停委員会は、理由を示して、当事者に對し一定の和解案を勧告し、当事者に対し紛争が悪化しないよう特定の行為を慎むよう勧告することができる（ICSID調停ルール25条（2）、ICSID条約34条（1））。かかる勧告には強制力はないものの、当事者は勧告を真剣に考慮する義務がある（ICSID条約34条（1））。調停委員会は、和解が成立した場合も不調に終わった場合も、調停手続きの終了とともに、調停委員会は紛争が調停手続きに関するレポートを作成する（ICSID条約34条（2））。なお、もし当事者が仲裁手続きに移行した場合には、当事者は仲裁手続きを改めて始めからやることとなり、その際には調停委員会の作成したレポートは当事者の請求や主張内容の基礎とはならない（ICSID条約35条）。このように当事者が行った調停段階での譲歩等が後の仲裁において足を引っ張らないように配慮されている。

2. 調停の件数

2012年末現在、ICSID調停は9件活用されており、そのうち3件は現在進行中である²³。調停手続きが終了した6件については、少なくとも3件については和解が成立した模様である²⁴。なお、同時点においてICSID仲裁は381件活用実績があり²⁵、調停に比して圧倒的に仲裁の活用件数が多いことがわかる。

20 Linda C. Reif, *Conciliation as a Mechanism for the Resolution of International Economic and Business Disputes*, 14 FORDHAM INT'L L.J. 578, at 587, 634-638 (1991). なお、同じく和解による解決を志向する手続きとして仲介（mediation）が存在するが、調停の方がよりフォーマル手続きであり、また、第三者である調停人の主導権がより強い。

21 なお、ICSID非加盟国及びその国民も、Additional Facility Rulesの下で、ICSID調停を活用できる。

22 なお、ICSID仲裁とは異なり紛争当事者の国民であってもかまわない。

23 なお、Additional Facility Rules 下の2件を含む。ICSID, Lists of Concluded and Pending ICSID Cases (<https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet?requestType=CasesRH&actionVal=ListCases>にて入手可能) 参照。仲裁及び調停の件数が公表されている。また、ICSIDが半期ごとに公表している紛争統計においても件数が公表されている (<https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet?requestType=ICSIDDocRH&actionVal=CaseLoadStatistics>にて入手可能)。

3. ICSID調停のメリット及びデメリット

(1) 時間とコストの節約

ICSID調停の大きなメリットとしてまず考えられるのが、仲裁に比して時間と費用が節約できるという点である。上記にICSID調停が活用されている9件のうち6件について調停手続きが終了していると記載したが、当該6件についていえば、調停の開始から終了までの期間は8ヶ月から27ヶ月にわたっており、平均すれば17ヶ月である。一方、先述したとおりICSID仲裁の平均期間は、取消手続きを除いたとしても3.6年であるとされる。調停においては調停人が争点の明確化や和解に向けて主導権を發揮することとなるが、その過程で当事者が争う論点が絞られ、時間及びコストの節約につながる。また、仲裁においては、米国のディスカバリー手続きほどではないとしても、依然として当事者間で膨大な量の証拠をはじめとする書面の交換を行われることが常であり、これがかかる時間及び費用を大幅に押し上げている。これをふまえ、調停においては、調停人が書面の交換の範囲を限定することが期待される。もっとも、デメリットとしては、調停が不調に終わった場合には調停にかかった時間と費用は無駄になるとして、投資家としては、はじめから仲裁に臨むことを好むことも十分に考えられる。

(2) 早期の紛争解決と関係の修復・継続

調停の仲裁にはない大きなメリットとして考えられるのは、早期の和解により、投資家と投資受け入れ国との間の関係の継続、復縁が可能となり、紛争後も投資活動を継続することができるという点である²⁴。そのため、当事者がすでに現在進行形の

長期にわたるプロジェクトに取り組んでおり、かつ、すでに大きなサンクコストを負担しているような場合には、調停のメリットが大きいと考えられる。典型的には、石油やガス開発事業、ガスのパイプラインによる輸送事業、鉱物資源の開発事業、インフラ整備事業におけるジョイントベンチャーや長期契約がこれに該当しよう²⁵。調停による解決が実現したTresoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago事件 (ICSID Case No. CONC/83/1) やTG World Petroleum Limited v. Republic of Niger事件 (ICSID Case No. CONC/03/1) はいずれも石油開発事業に関する紛争であった。また、現在調停手続きが進行中の3件もいずれも石油・ガスの探索及び開発事業に関する紛争である。ただし、冒頭で述べたとおり、仲裁の過程で和解的解決を模索することも可能である。

一方で、投資家と投資受け入れ国との間の対立が決定的になってしまっていると調停による解決の可能性は低く、投資家としてははじめから仲裁に持ち込むことが合理的ともいえる。同様に、投資家がすでに交渉そのほかの友好的な方策を尽くしてもなお紛争が解決していない場合には、調停による解決が期待できないとして、仲裁を選択することが合理的とも思われる。これに加え、投資受け入れ国の立場を斟酌すると、和解による早期の紛争解決は実は困難であるとの指摘がある。具体的には、紛争のきっかけを作った投資受け入れ国の当局（たとえば資源管理を行う当局）とは別の当局（外交当局）がICSIDの投資紛争の解決の段階で介入をする場合には、投資受け入れ国側において複数の当局における情報共有及び意思決定が必要となり、早期の紛争解

²⁴ TG World Petroleum Limited v. Republic of Niger (ICSID Case No. CONC/03/1) (2005); SEDITEX Engineering Beratungsgesellschaft für die Textilindustrie m.b.H. v. Democratic Republic of Madagascar (ICSID Case No. CONC/82/1) (1983); Tresoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago (ICSID Case No. CONC/83/1) (1985)。最後のケースにおいては、調停委員会の勧告に基づき和解が成立したとされる。CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445, 449 (2d ed. 2009) 参照。

²⁵ なお、Additional Facility Rules 下の37件を含む。ICSID紛争統計2012-2参照 (<https://icsid.worldbank.org/ICSID/FrontServlet?requestType=ICSIDDocRH&actionVal=CaseLoadStatistics>にて入手可能)。

²⁶ KENNETH J. VANDEVELDE, BILATERAL INVESTMENT TREATIES 437 (2010); CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445 (2d ed. 2009) 等参照。

²⁷ Linda C. Reif, *Conciliation as a Mechanism for the Resolution of International Economic and Business Disputes*, 14 FORDHAM INT'L L.J. 578, 635 (1991)。

決が困難となるとの指摘がある²⁸。さらに、調停人から提案された和解提案は、仲裁判断に比べフォーマルでなく、なぜそのような和解内容に至ったのかについての理由の説明も乏しいため、和解の内容が賠償を伴う場合には、国家予算からの出費を正当化できず、投資受け入れ国が和解に応ずることをためらうとの指摘もある²⁹。さらに、投資紛争はしばしば投資受け入れ国の公益や重要な経済政策や資源政策に関するものであるところ、投資受け入れ国の世論に配慮し、投資受け入れ国が和解をためらう可能性も考えられる。

(3) 秘密性

調停は仲裁に比して秘密性が高いというメリットがある。仲裁の場合、紛争手続きや当事者の主張、仲裁判断が一定程度公開されることにより、投資受け入れ国としては、安全保障や重要な経済政策に関する情報の流出や投資家の主張に伴うレビューションの低下を懸念することが考えられる。一方、投資家としては商業上の秘密やトレード・シークレットに関する情報の流出や流出した情報を基にした株主による訴訟の提起、株価の低下等を懸念することが考えられる³⁰。通常の仲裁は秘密性が高いものの、投資協定仲裁の場合に秘密性がそれよりも低くなるのは、多大の賠償金を支払うことも想定され、その根拠がきちんと公表されている必要があるからである。

もっとも、デメリットとして、調停は仲裁に比し紛争解決の透明性が損なわれるきらいはある³¹。

(4) 和解の法的拘束力と執行の問題

ICSID調停の結果の和解については、ICSID条約及びICSID調停ルール上当事者に対する法的拘束力があるとは明記されていないものの、学説上はICSID調停の結果合意された和解には法的拘束力があるとされる³²。ただし、先述したとおり、ICSID仲裁においては、仲裁判断が加盟国の確定判決と同等の効力を有することをICSID条約が規定しており、仲裁判断の執行の自動性が確保されている。しかし、ICSID調停の結果の和解についてはかかる執行段階における拘束力は認められていない。そこで、調停の当事者は、和解で規定された義務の不遵守の事態に対応するために別途仲裁ないし裁判で争い直すことを余儀なくされる場合もある。裁判が望ましくないのであれば、和解条件の中に、和解で規定された義務の遵守を巡る紛争については仲裁にて解決することを定めた仲裁条項を設けることが求められる³³。この点が調停のデメリットと考えられるかもしれない。もっとも、ICSID調停に基づく和解は当事者の合意によりその内容が定まるところから、そもそも和解の不遵守のリスクは仲裁判断の不遵守のリスクに比べて小さいと思われる。

IV. ビジネス環境整備小委員会における問題 解決との比較

ビジネス環境整備小委員会とは、日本が締結するEPA等に基づき設置される二国間の官民対話のための委員会であり、投資家が投資受け入れ国に対して、様々なビジネス環境の改善に向けた議論を提起することができるフォーラムである。日本は、タ

28 Barton Legum, *The Difficulty of Conciliation in Investment Treaty Cases: A Comment on Professor Jack C. Coe's "Toward A Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes- A Preliminary Sketch,"* MEALEY'S International Arbitration Report Vol. 21, #4 April 2006, at 1-2参照。

29 Barton Legum, *The Difficulty of Conciliation in Investment Treaty Cases: A Comment on Professor Jack C. Coe's "Toward A Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes- A Preliminary Sketch,"* MEALEY'S International Arbitration Report Vol. 21, #4 April 2006, at 2参照。もっとも、かかる指摘は比較的ガバナンスが厳しい米国での経験を基になされている。

30 Jack J. Coe, Jr., *Toward a Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes-A Preliminary Sketch*, 12 U.C. Davis J. Int'l L. & Pol'y 7 2005-2006, 23参照。

31 Jack J. Coe, Jr., *Toward a Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes-A Preliminary Sketch*, 12 U.C. Davis J. Int'l L. & Pol'y 7 2005-2006, 27参照。

32 CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 451 (2d ed. 2009); Nassib Ziadé, *ICSID Conciliation*, NEWS FROM ICSID, Vol. 13/2, at 3, 6等参照。

33 UNICITRALの調停ルールは、その脚注において、和解中に仲裁条項を入れることを検討すべきとしている。

イ、マレーシア、メキシコ、チリとの間でビジネス環境整備小委員会の開催実績がある。ビジネス環境整備小委員会は、広く投資家の母国の政府やJETRO、投資受け入れ国政府、現地の業界の関係者により構成される。中立の第三者が介入しない点で仲裁や調停とは異なる。ビジネス環境整備小委員会では、多くの投資企業に影響を与えるような一般

的なビジネス環境の改善について議論される。その中には、必ずしも、調停や仲裁での解決になじまない問題もある。過去に、治安の向上、出入国手続きの円滑化、輸送インフラの整備・改善、模倣品対策といった公的な問題についてビジネス環境整備小委員会が活用されている。

②主な仲裁機関・仲裁ルールの概要

<図表5-9>

	ICSID条約・仲裁規則	ICSID Additional
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> 投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes : ICSID）は世界銀行グループの一機関である常設の仲裁機関。所在地は米国（ワシントンD.C.）。 ICSID条約は1966年発効。2011年末時点です署名157か国、発効147ヶ国。 ICSID条約（全75条）では仲裁に関して第36条から第55条まで規定。 「仲裁規則（Arbitration Rule）」において仲裁手続に関して詳細に規定。 	<ul style="list-style-type: none"> 1978年にICSID事務局に対して理事会が、非締約国を一方の当事者とするなど、条約の対象外の紛争処理を管理する権限を付与。 ICSID Additionalには、3つの付則がある。非締約国と締約国との間の仲裁は、「付則C」で規定。
対象事案	締約国の国民と他の締約国との間の投資を巡る紛争（条約第1条2項）	当事者の一方が非締約国又は非締約国民の投資紛争（第2条）
仲裁手続の開始	事務局長が当事者へ仲裁人による指名受け入れを書面で通報した日（規則第6条）	事務局長への書面での申立て（付則C第2条）
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> 原則3名（条約第37条2項(b)） 当事者が選定しない場合には、理事会の議長が仲裁人名簿から選定（条約第38条、第40条1項） 仲裁人は自らの権能で判断（条約第41条1項） 議長による指名の場合、当事国と同一国籍は仲裁人としない（条約第52条3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則3名だが、1名ないし奇数でも可（付則C第6条1項及び3項） 当事者が合意に至らない場合には、理事会議長が選定等（付則C第9条、第10条） 仲裁人の過半数は原則当事国以外の国籍（付則C第7条）
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁は原則としてセンターで行われる（条約第62条、規則第13条） 適用法規の決定は、当事者に合意がない場合、仲裁廷が紛争に参加する当事国の法又は適当な国際法を適用する（条約第42条1項） 当事者は仲裁判断に反する異議申立てを国家の裁判所に提起することは許されない（条約第53条1項） 言語は当事者間の合意により1つ又は2つの言語を使用。合意がない限り、ICSIDの公用語から決定（規則第22条） 暫定的な保全措置を取り得る（規則第39条） 仲裁裁判の取り消しは、理事会議長が仲裁人名簿から指名する3名の委員会から構成される委員会によって審理される（条約第52条） 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁の実施は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）条約締約国であればどこで開催してもいい（付則C第19条） 仲裁手続地は仲裁廷が決定（付則C第20条） 言語は当事者間の合意により1つ又は2つの言語を使用。合意がない限り、ICSIDの公用語から決定（付則C第30条） 暫定的な保全措置を取り得る（付則C第46条） 適用法規としては、紛争の実体に適用される法として当事者が指定した法規範を適用するが、合意がない場合には抵触法規により判断され、国際法に照らして適切と仲裁廷が判断するほうを用いる（付則C第54条）

	UNCITRAL仲裁規則	ICC仲裁規則
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> 多数決による決定（条約第48条） 仲裁判断は当事者を拘束（条約第53条） 一定の場合、再審及び仲裁判断取消の請求が可能（条約第51条及び52条） 	<ul style="list-style-type: none"> 多数決（付則C第24条） 裁定は最終であり当事者を拘束する（付則C第52条4項）
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> 国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL）は、1966年の国連決議によって設立。所在地はオーストリア（ウィーン）。 UNCITRAL自体はルールを提供する機関であり、仲裁手続は行わない。 UNCITRAL仲裁規則は1976年に採択。（なお、UNCITRAL仲裁モデル法は1985年に採択） 2010年に改訂規則を採択。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際商業会議所（International Chamber of Commerce : ICC）は1923年に設立。所在地はフランス（パリ）。 現在130か国約7,400社が会員として参加。 現在使われている「ICC仲裁規則（Rules of Arbitration of the International Chamber of Commerce）」は1998年1月発効。
対象事案	商業契約等の国際商業関係に関連する紛争（決議部分）	国際的な特徴を持つビジネス上の紛争（第1条）
仲裁手続の開始	事務局長が当事者へ仲裁人による指名受け入れを書面で通報した日（第3条2項）	事務局長への書面での申立て（第4条2条）
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> 原則3名（第7条） 仲裁人が1名の場合には当事者間の合意により指名。（第6条） 合意に至らない場合には、当事者間で合意された選定機関又はハーグ常設仲裁裁判所事務局長が指定した選定機関が選定（第8条1項） 仲裁人の選定の際は、仲裁人の中立性と独立性を確保し、第三国籍を考慮（第6条7項） 仲裁人の中立性と独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第11条） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則1名（第8条2項） 仲裁人が1名の場合には当事者が合意により指名。但し、ICCの確認を受ける 仲裁人が3名の場合には、当事者がそれぞれ1名指名しICCが確認、第三仲裁人は原則ICCが選定 当事者が仲裁人を指名し得ない場合にはICCが選定（第8条3項及び4項） 単独仲裁人と仲裁廷の長は原則第三国籍（第9条5項） 仲裁人の独立性を確保（第7条1項） 仲裁人の独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第7条2項及び3項）
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁地は当事者に合意がない場合、仲裁廷が決定（第18条1項） 仲裁手続地は仲裁廷の裁量で決定（第18条2項） 言語は当事者間に合意がない限り、仲裁廷が決定（第18条2項） 仲裁廷の管轄権は仲裁廷が決定（第23条1項） 暫定的な保全措置を取り得る（第26条1項） 適用法規としては、紛争の実体に適用される法として両当事者が指定した法規範を適用するが、合意がない場合には仲裁廷が適当と判断する法を適用する（第35条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁地は当事者に合意がない場合、ICCが決定（第14条） 仲裁手続地は当事者に合意がない限り仲裁廷が決定（第14条2項及び3項） 仲裁廷の管轄権はICCの仲裁合意を条件に仲裁廷が決定（第6条2項） 言語は当事者間に合意がない限り、仲裁廷が決定（第16条） 適用法規は、当事者に合意がない場合、仲裁廷が適当な法の規定を決定（第17条1項） 審理手続は非公開とする（第21条3項） 暫定的な保全措置を取り得る（第23条）
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> 複数名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第33条） 裁定は最終であり当事者を拘束（第34条2項） 	<ul style="list-style-type: none"> 多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第25条1項） 裁定は当事者を拘束（第28条6項）

	SCC仲裁規則	KLRCA仲裁規則
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム商業会議所仲裁協会 (The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce : SCC Institute) は、同商業会議所附属機関として1917年に設立。 ・現行の仲裁規則 (Arbitration Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce) は2007年1月1日より発効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クアラルンプール仲裁地域センター (Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration:KLRCA) は、1978年にAALCOによって設立。マレーシア政府が全額出資。 ・アジア・アフリカ法律諮問会議 (Asian-African Legal Consultative Organization:AALCO) は1955年アジア・アフリカ会議の成果として1956年に設立。2011年9月末時点で日本を含む47ヶ国が加盟。KLRCAの他、カイロ、ラゴス、ティヘラン、ナイロビに仲裁地域センターあり。 ・KLRCA仲裁規則は、UNCITRAL仲裁規則を一部変更した上で準用。2010年に改訂。 ・日マレーシアEPA(投資章)に基づく調停又は仲裁付託先の1つ (協定第85条第4項(a))
対象事案	・特段の規定なし	・特段の規定なし
仲裁手続の開始	・事務局への書面での申立て (第2条)	・事務局 (Registrar) への書面での申立 (第3条3項)
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意があれば仲裁人の人数は自由。合意が成立しない場合は3名 (評議会 (Board) が必要と判断する場合は1名) (第12条) ・仲裁人が1名の場合は、当事者の合意により指名。合意が成立しない場合は、評議会が指名 (第13条2項) ・仲裁人が2名以上の場合は、当事者がそれぞれ等しい人数を指名し、評議会は仲裁廷の長を指名。当事者が互いの仲裁人に合意できない場合は評議会が全員を指名 (第13条3項) ・単独仲裁人と仲裁廷の長は原則第三国籍。 (第13条5項) ・仲裁人の独立性を確保 (第14条1項) ・仲裁人に中立性と独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示を義務づけ (第14条2項及び3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNCITRAL仲裁規則6条に定める仲裁人選定機関の合意に至らない場合は、KLRCAが選定機関となる (第3条1項)
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地は当事者に合意がない場合、評議会が決定 (第20条1項) ・仲裁手続地は仲裁廷が決定 (第20条2項) ・言語は当事者間に合意がない限り、仲裁廷が決定 (第21条1項) ・適用法規は、当事者に合意がない場合、仲裁廷が適当な法の規定を決定 (第22条1項) ・審理手続は非公開とする (第27条3項) ・暫定的な保全措置をとりうる (第32条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審理手続は非公開。裁定についても、執行に際して必要でない限りは非公開 (第10条)
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> ・多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定 (第35条1項) ・裁定は最終であり当事者を拘束 (第40条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定言い渡しは原則として審理終了から3ヶ月以内 (第6条1項)

	SIAC仲裁規則	HKIAC仲裁規則
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre : SIAC) は、1991年に貿易発展局と経済開発庁の資金提供によって設立。 ・SIAC仲裁規則は、2010年に改訂（第4版） ・UNCITRAL仲裁規則を使用することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre : HKIAC) は1985年に法曹界・産業界有志により設立。 ・2008年9月に改定規則が発効。UNCITRAL仲裁規則に準拠。 ・2011年6月の仲裁令 (Arbitration Ordinance) 改定により国際仲裁と国内仲裁の区別がなくなり、仲裁規則の選択が完全自由化。
対象事案	・特段の規定なし	・国内及び国際仲裁（仲裁規則前段）
仲裁手続の開始	・事務局 (Registar) への書面での申立（第3条3項）	・事務局への書面での申立（第4条2項）
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1名。当事者間の合意がある場合、もしくは事務局が適切と考える場合は3名（第6条1項） ・仲裁人が1名の場合には当事者間の合意により指名し、SIACが確認。合意に至らない場合にはSIACが選定（第7条） ・仲裁人が3名の場合には、当事者が1名ずつ指名し、SIACが確認。第三仲裁人は原則SIACが指名（第8条） ・仲裁人の独立性と中立性を確保（第10条1項） ・仲裁人の中立性と独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第10条4項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の合意がない場合は、当事者の要請を受けてHKIACが1名若しくは3名を選択（第6条1項） ・仲裁人が1名の場合には当事者間の合意により指名。合意に至らない場合にはHKIACが選定（第7条） ・仲裁人が3名の場合には、当事者が1名ずつ指名し、第三仲裁人は2名の仲裁人が選定。合意に至らない場合にはHKIACが選定（第8条） ・仲裁人の選定はHKIACが確認（第10条） ・仲裁人の中立性と独立性を確保し、単独仲裁人と第三仲裁人は第三国籍者（第11条1項及び2項） ・仲裁人の中立性と独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第11条3項）
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地は当事者間の合意により決定。合意がない場合は、仲裁廷が指定しない限りシンガポール（第18条1項） ・仲裁手続地は仲裁廷の裁量で決定（第18条2項） ・言語は当事者間の合意がない限り、仲裁廷が決定（第19条1項） ・仲裁廷の管轄権は仲裁廷が決定（第25条2項） ・暫定的な保全措置を取り得る（第26条1項） ・適用法規としては、紛争の実体に適用される法として両当事者が指定した法規範を適用するが、合意がない場合には仲裁廷が適当と判断する法を適用する（第27条1項） ・審理手続及び裁定は非公開（第35条1項） ・仲裁廷の設置から原則6カ月以内に完了する簡易手続の採用が可能（第5条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地は当事者間の合意がない限りHKIAC（第15条1項） ・仲裁手続地は仲裁廷の裁量で決定（第15条2項） ・言語は当事者間の合意がない限り、仲裁廷が決定（第16条1項） ・仲裁廷の管轄権は仲裁廷が決定（第20条1項） ・暫定的な保全措置を取り得る（第24条1項） ・適用法規としては、両当事者が合意した法規範を適用するが、合意がない場合には対象事案と最も緊密な関連を有する法規範を適用する（第31条1項） ・仲裁廷の設置から原則6カ月以内に完了する簡易手続の採用が可能（第38条） ・審理手続は非公開、裁定は当事者の反対がない限り公開（第39条）
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第28条5項） ・裁定は最終であり当事者を拘束する（第28条9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・3名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第29条1項） ・裁定は最終であり当事者を拘束する（第30条2項）

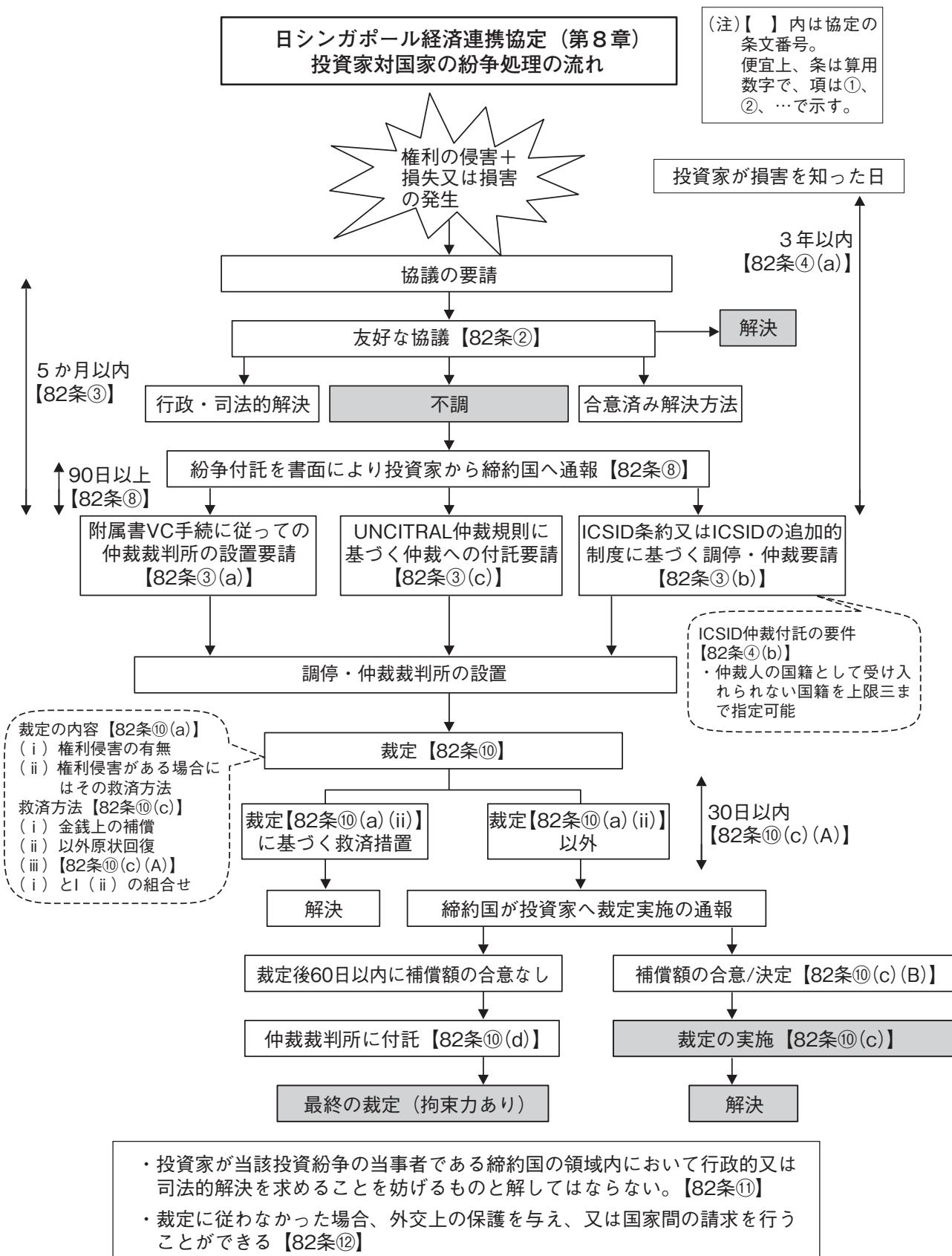
	VIAC仲裁規則	CIETAC仲裁規則
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム国際仲裁センター (Vietnam International Arbitration Centre : VIAC) は、1993年に首相命令により設立。 ハノイに本部が、またホーチミンに支部が置かれている。 商工会議所の下部機関。 2012年1月に改定規則を採択。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国国际經濟貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitration Commission : CIETAC) は、1956年設立。 別称、中国国际商会仲裁院。 中国国际貿易促進委員会・中国国际商会の下部機関。 北京に秘書局が、また深セン、上海、天津、重慶に分会が置かれている。 2012年に改定規則を採択。 両当事者の合意があれば他の仲裁規則を使用することが可能。
対象事案	<ul style="list-style-type: none"> 2012年1月以降に仲裁手続が開始された紛争(第1条2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 契約に関連する、または契約によらない経済貿易その他の紛争事件 紛争事件には、国際又は涉外紛争事件、香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区にかかる紛争事件、国内紛争事件を含む（第3条）
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> 事務局への書面での申立（第5条） 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁委員会秘書局への書面での申立（第11条）
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> 原則3名（第10条） 仲裁人が3名の場合には、当事者が1名ずつ指名し、第三仲裁人は2名の仲裁人が選定。合意に至らない場合にはVIAC理事長が選定（第11条） 仲裁人が1名の場合には当事者間の合意により指名。合意に至らない場合にはVIAC理事長が選定（第12条） 仲裁人の中立性と独立性について疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第14条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 原則3名。当事者間の合意がある場合は1名（第23条） 仲裁委員会が制定する仲裁人名簿の中から選任。当事者間の合意がある場合は、仲裁委員会主任の確認を経て、名簿外から選任することが可能（第24条） 仲裁人が3名の場合は、当事者が1名ずつ選任し、第三仲裁人は両当事者が共同選任するか仲裁委員会主任が指定（第25条） 仲裁人が1名の場合は、両当事者が共同選任するか仲裁委員会主任が指定（第26条） 仲裁人の独立性と公平性（第22条） 仲裁人の公平性と独立性について合理的な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第29条1項）
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁地は当事者間に合意がない場合、仲裁廷が決定（第20条1項） 仲裁手続地は当事者間の合意がない限り、仲裁廷の裁量で決定（第20条2項） 言語は、外国人が関係しない案件の場合はベトナム語。外国人が関係する案件や、少なくとも一方当事者が外国資本企業である案件の場合は、当事者間の合意により決定。合意がない場合には、契約言語等を考慮して仲裁廷が決定（第21条） 適用法規としては、外国人が関係しない案件の場合はベトナム法を適用。外国人が関係する案件の場合は両当事者が合意した法を適用するが、合意がない場合には仲裁廷が適当と判断する法を適用する（第22条） 仲裁廷の管轄権は仲裁廷が決定（第26条1項） 暫定的な保全措置を取り得る（第19条） 仲裁廷は両当事者の要請に基づき仲介を実施（第27条） 	<ul style="list-style-type: none"> 仲裁地は当事者間に合意がない場合、事件を管理する仲裁委員会又は分会の所在地。仲裁委員会はその他の場所を定めることも可能（第7条） 仲裁手続地は当事者間の合意がない限り、仲裁委員会秘書局（北京）又は分会の所在地。仲裁廷が仲裁委員会の同意を得て決定することも可能（第34条） 管轄権の決定権限は仲裁委員会が有する。仲裁委員会は仲裁廷に管轄権決定を授権することができる（第6条1項） 適用法規としては、両当事者が合意した法規範を適用するが、合意がない場合には仲裁廷が決定（第47条2項） 暫定的な保全措置を取り得る（第21条） 審理手続は原則非公開（第36条） 言語は当事者間の合意がない限り、中国語若しくは仲裁委員会が決定（第71条） 仲裁廷は両当事者の要請に基づき調停を実施（第45条） 仲裁廷設置から原則3ヶ月以内に完了する簡易手続あり（第54条）
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> 3名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第29条） 裁定は最終であり当事者を拘束する（第30条5項） 	<ul style="list-style-type: none"> 3名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第47条5項及び6項） 裁定は終局的であり当事者を拘束する。人民法院への提訴や変更申立ては不可（第47条9項） 仲裁廷構成から原則6ヶ月以内に仲裁判断を作成（第46条） 仲裁判断書への仲裁廷の署名前に、草案を仲裁委員会へ提出し、審査を受ける必要あり（第49条）

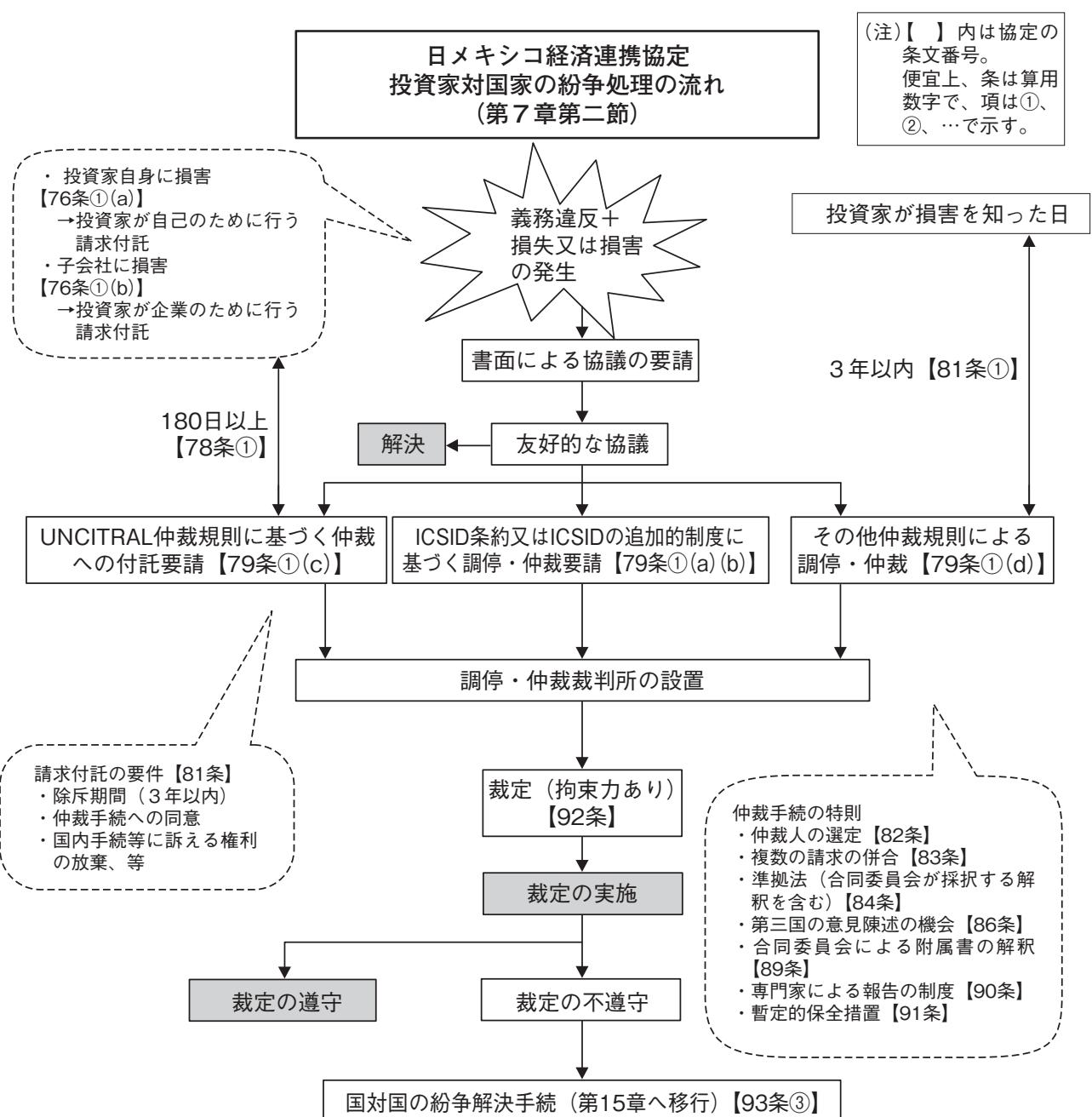
	ICC仲裁規則
根拠法等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際商業会議所 (International Chamber of Commerce : ICC) は1923年に設立。所在地はフランス(パリ)。 ・現在130カ国約7,400社が会員として参加。 ・2012年1月に改定規則を採択。
対象事案	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の規定なし
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局への書面での申立（第4条2項）
仲裁人の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・原則1名（第12条2項） ・仲裁人が1名の場合には両当事者の合意により指名。合意に至らない場合には国際仲裁裁判所が選定（第12条3項） ・仲裁人が3名の場合には、当事者が1名ずつ指名し、第三仲裁人は原則仲裁裁判所が選定（第12条4項及び5項） ・仲裁人の中立性と独立性を確保（第11条1項） ・仲裁人の中立性と独立性について正当な疑念を引き起こす可能性のある事実の開示義務あり（第11条2項） ・単独仲裁人と第三仲裁人は原則第三国籍（第13条5項）
審理手続	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地は当事者間に合意がない限り、仲裁裁判所が決定（第18条1項） ・仲裁手続地は当事者間に合意がない限り、仲裁裁判所の裁量で決定（第18条2項） ・言語は当事者間の合意がない限り、仲裁廷が決定（第20条） ・適用法規は両当事者の合意に委ねるが、合意がない場合は仲裁廷が適当と判断する法規範を適用する（第21条） ・審理手続は原則非公開（第26条3項） ・暫定的な保全措置を取り得る（第28条）
仲裁判断	<ul style="list-style-type: none"> ・裁定言い渡しは原則として最終手続日から6ヶ月以内（第30条1項） ・複数名から成る仲裁廷の場合は多数決。成立しなければ仲裁廷の長による決定（第31条1項） ・裁定への仲裁廷の署名前に、草案を仲裁裁判所へ提出し、審査を受ける必要あり（第33条） ・裁定は当事者を拘束する（第34条6項）

③我が国が締結しているEPA投資章における投資家対国家の紛争解決規定

投資家対国家の紛争解決規定（「国家対国家」の紛争に関する規定については第7章を参照）我が国が締結している多くのEPAは、投資章における紛争解決手続として、①まずは紛争当事者が解決に向けた協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は仲裁手続に案件を付託し、③仲裁判断に基づき、被提訴国は金銭賠償（又は補償）を行う、との共通したプロセスを規定している。このようなプロセスは、我が国関連EPAのみならず、他国において結ばれている地域貿易協定とも共通するものであるが、個別具体的な規定ぶりは様々である。以下では、「日シンガポールEPA」、「日メキシコEPA」、「日マレーシアEPA」、及び、参考としてNAFTA投資章の紛争解決手続（投資家対国家）をフロー図（図表5-10）で掲示する。

<図表5-10>





紛争の当事者である締約国が最終的な最低に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める手続を利用することができる。この場合当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。【93条③】

- 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。
- 当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

